

**令和元年度
青森市子どもの権利相談センター
活動報告書**

青森市子どもの権利擁護委員

青森市子どもの権利条例

平成二十四年十二月二十五日制定

平成二十四年青森市条例第七十三号

(条例より前文を抜粋)

青森市は豊かな青い森に抱かれたまちです。森では、木々、草花、鳥や虫など数え切れない生きとし生けるものが生まれ、育まれています。これらが互いに深く結びつき、共に支え合う森は、新たないのちのゆりかごであり続けます。

私たちは、この青森市が、生きる力みなぎる子どもが育つ大きなゆりかごであって欲しいと願っています。

ここでは、子どもと大人が育ち合い、学び合う関係が大切にされなければなりません。そのことによって、子どもは、他者を尊重しながら共に支え合い、青森市の文化や伝統を受け継ぎ、未来を切り開いていくことができるのです。

日本は、世界の国々と児童の権利に関する条約を結び、子どもだからこそ認められるべき権利を保障し、自分らしく生きることを大切にすると約束しています。

市は、この条約に基づき「子どもに関係のあることを行うときには、子どもにとって今もっとも良いことは何かを第一に考える」という「子どもの最善の利益」(同条約第三条)を基本理念として、子どもが健やかに育つための環境づくりを進めてきました。

市が設置した青森市子ども委員会の子どもたちは、子どもの権利について学ぶ中で、「人はそれぞれ個性をもち、誰もが大切な存在として同じところ、違うところを認め合うことが大事である」、「大人は、子どもの意見に最後まで耳を傾けてほしい」、「ちょっとしたことで、『あなたには、こういう良いところがある。』と言ってほしい」と宣言しています(平成二十三年三月 子ども宣言文)。

私たちは、子どもが他者と共に生き支え合う市民として成長する青い森のまちづくりをめざし、子どもの権利を保障することを表明し、この条例を制定します。

学校は楽しいですか？



子どもの権利擁護委員 沼田 徹

「学校は楽しいですか？」 小学校、中学校、高校に通っている生徒の皆さんにこのように問いかけたら、どんな答えが返ってくるのでしょうか。

間髪入れずに「楽しい」と答えてくれる生徒がたくさんいたらうれしいのですが、特に中学生からは、「学校は楽しくない。校則はとにかくきびしいし、勉強は難しい。部活も大変。先輩との関係にも神経をつかう。宿題も睡眠時間を削らないと間に合わないくらいいっぱい出る。いじめられないように気をつけてクラスの仲間とうまくやっていくのも疲れる。」といった声が少なからず聞こえてきます。不登校の子どもが珍しくない現状は、学校が子どもにとってどのような場であるかを物語っているとも言えます。

ところで、青森市子どもの権利条例は、子どもが、成長、発達していくために必要な権利として、「安心して生きる権利」、「自分らしく生きる権利」、「豊かで健やかに育つ権利」、「意見を表明し参加する権利」を保障しています。

しかし、前に述べたように、中学校での生活を楽しくないと思い、息苦しさを感じている生徒が珍しくないとするならば、中学校には、子どもが成長、発達していくために必要なこれらの権利が、十分に保障されているとは言い難い現実があるように思われます。

このように述べると、学校は今後の人生に必要なことを学ぶ場だから、厳しさが必要であり、楽しさを求めるのは筋違いだとの反論があるかもしれません。

確かに、学校は、子どもが自分らしく今後の人生を主体的に切り開いていくために必要な事柄を身に付ける学びの場です。しかし、今後の人生を主体的に切り開いていく力は、一方的な強制や束縛からは身に付きません。

主体的に自ら物事を考え、紆余曲折やたくさん間違いが許され、その中から大切なことを探し出してすくい上げる過程は、成長、発達を実感できる喜びに満ちたものだと思います。このような時間が、楽しくないはずがありません。本当の学びは楽しいものです。学びと楽しさは両立します。

成長、発達の過程にある子どもに対し、時に厳しい対応が必要となることを否定するものではありませんが、子どもの主体性を否定するところに、真の意味での子どもの成長、発達はありまませんから、一方的な強制や束縛は、学びの本質にも反します。

学校のあり方を、一斉、一律一辺倒ではなく、より個別的で、多様な価値を受容する柔軟な方向に少しずつ変えていく必要があるのではないのでしょうか。

文部科学省からは、「個人の進度や能力、関心に応じた学びの場づくり」や「異年齢集団での協働学習の促進」といった方向性も示されています。

そして、これを受けて、広島県教育委員会では、同年齢の生徒に対する集団的、画一的授業やクラス編成が、様々な問題の原因となっている点を踏まえ、学習者の理解度や進度に合わせて、個別に最適化した学習内容を提供する仕組みや異年齢のクラス編成等で「一人一人を尊重しながら自立と共生を学ぶ」ことを調査、研究をする取り組みを始めています。

青森県では、いじめ防止対策として、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの公立学校への派遣等の教育相談体制の整備が企図されているところです。このような取り組みの意義は否定しませんが、より根本的には、楽しくない、ストレスの多い学校のあり方そのものにメスを入れ、子どもたちの苦しみや悩みの種を少なくすることこそが問題解決の近道であり、根本的な解決策です。

まずは、先生ですら規制の理由を説明できないような無意味な校則を子どもの意見を聴いて廃止するなど、できるところから始めていったらどうでしょうか。

終わりに、「学校は楽しいですか？」この問いを学校の先生方にも問いかけたいと思います。

私達子どもの権利擁護委員は、子どもにとっても、先生にとっても楽しい学びの場を作っていくためのお手伝いをしたいと思います。そのための協力は惜しみませんので、どうぞお気軽にご相談下さい。

令和2年4月（ぬまた とおる 弁護士）

令和元年度活動報告書

目 次

I 活動の状況

- 1 相談活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 2 調整活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 3 調査活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

II 運営会議

- 1 運営会議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

III 広報・啓発活動

- 1 広報・啓発活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

IV 子どもの権利擁護委員からのメッセージ

- 「代弁者としての落とし穴？」・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 子どもの権利擁護委員 小林 央美・・・41
- 「子どもの光と影」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 子どもの権利擁護委員 関谷 道夫・・・43

V 青森市子どもの権利相談センターの概要

- 1 設置目的と性格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
- 2 運営体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50
- 3 相談・救済の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51

VI 相談件数等の年度比較

- 1 相談の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55
- 2 調整活動の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58
- 3 調査活動の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58

VII 参考資料

- 1 青森市子どもの権利条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 61
- 2 青森市子どもの権利相談センター職員名簿・・・・・・・・・・ 65

I 活動の状況

- 1 相談活動
- 2 調整活動
- 3 調査活動

I 活動の状況

1 相談活動(H31.4.1～R2.3.31)

相談受付件数は、実件数(※1)が74件、延べ件数(※2)が473件でした(前年度:実件数90件、延べ件数339件)。

さまざまな困難に直面した子ども及び保護者などから寄せられる悩みなどに対し、解決のために相談が重ねられ、1件の相談当たり平均6.4回(前年度は3.8回)のやりとりが行われました。

☆「相談受付件数」の年度比較はP55参照

(1) 月別相談受付件数(図1)

新規相談は11月が最も多くなりました。これは、11月に各学校にリーフレットを配付し、小・中学校でリーフレットを使用した学習の場を設けていただいたことによる効果が表れたものと思われます。チラシ配布を行った5月も新規相談が多くなりました。また、広報物の配布を実施していない7月の新規相談は、学校生活に関する内容が多い傾向がありました。

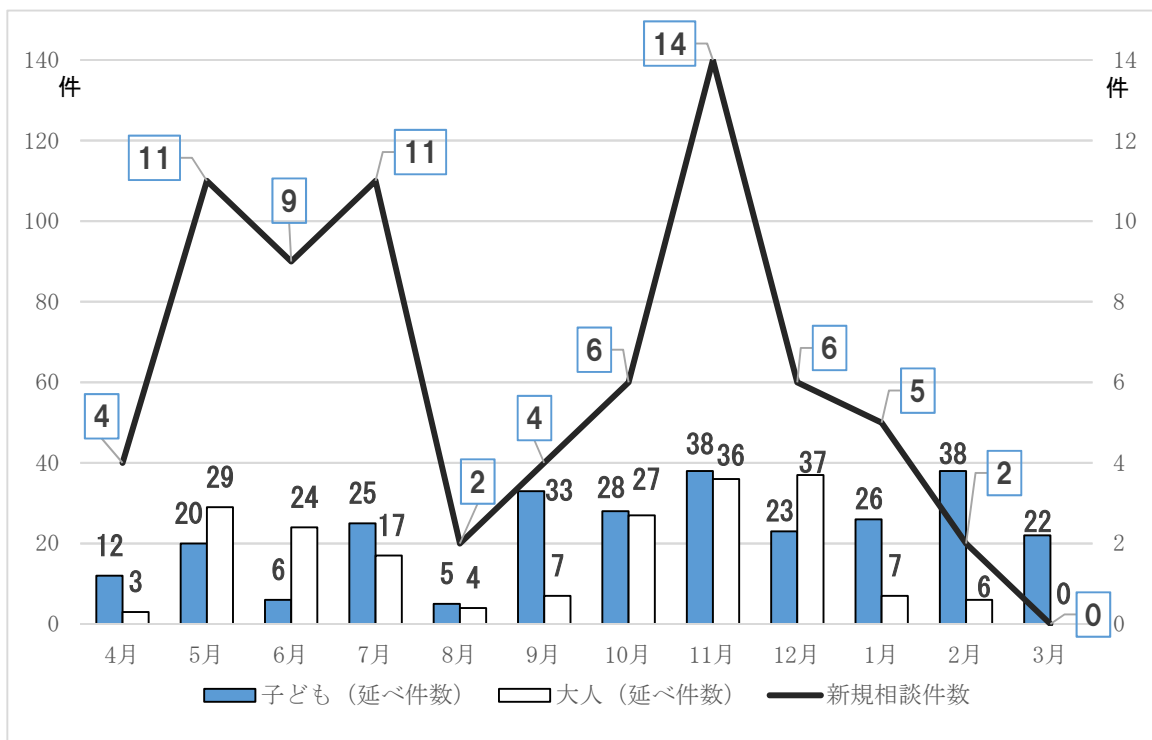


図1 月別相談受付件数(延べ件数:473、新規件数:74)

※1 実件数

1人についての初回から終結までの相談を1件とします。

※2 延べ件数

相談を受けた総数です。たとえば、1案件で3回の相談を受けた場合は延べ3件と数えます。

(2) 相談者の内訳(図2、図3)

相談者(※3)は、大人(50人 67.6%)が子ども(24人 32.4%)の約2倍となっています。その内訳は、父又は母(39人 52.7%)が最も多く、次いで高校生(11人 14.9%)となっています(図2)。

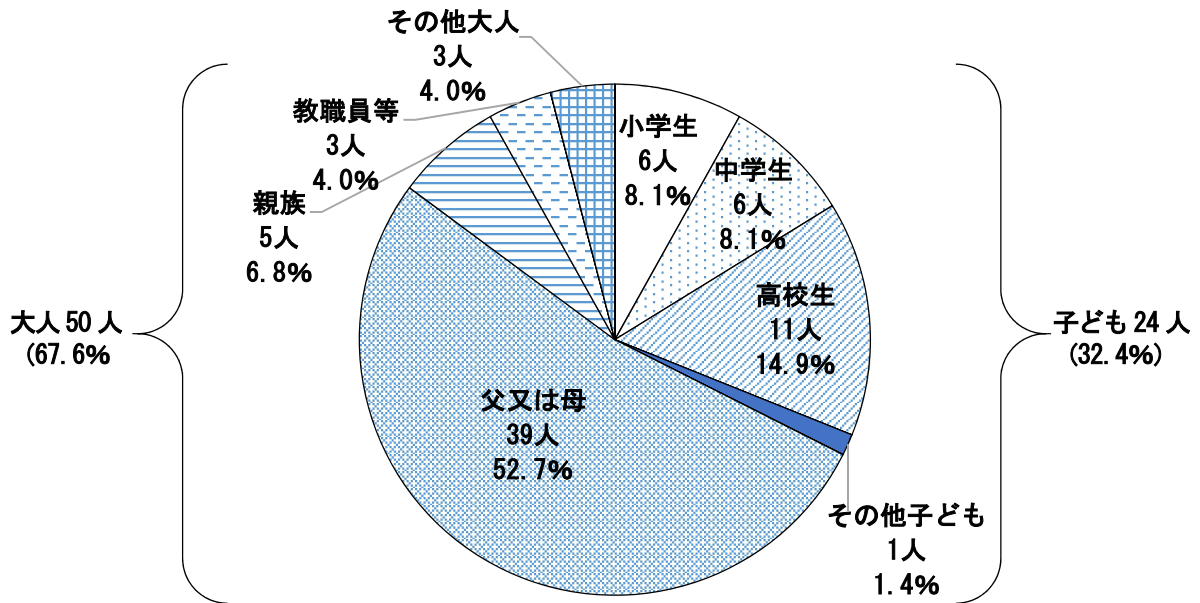


図2 相談者の内訳(実人数:74)

延べ人数では、子ども(276人 58.4%)が、大人(197人 41.6%)の約1.4倍となっています。その内訳は、父又は母(173人 41.1%)が最も多く、次いで中学生(142人 26.8%)、高校生(117人 22.1%)となっています(図3)。

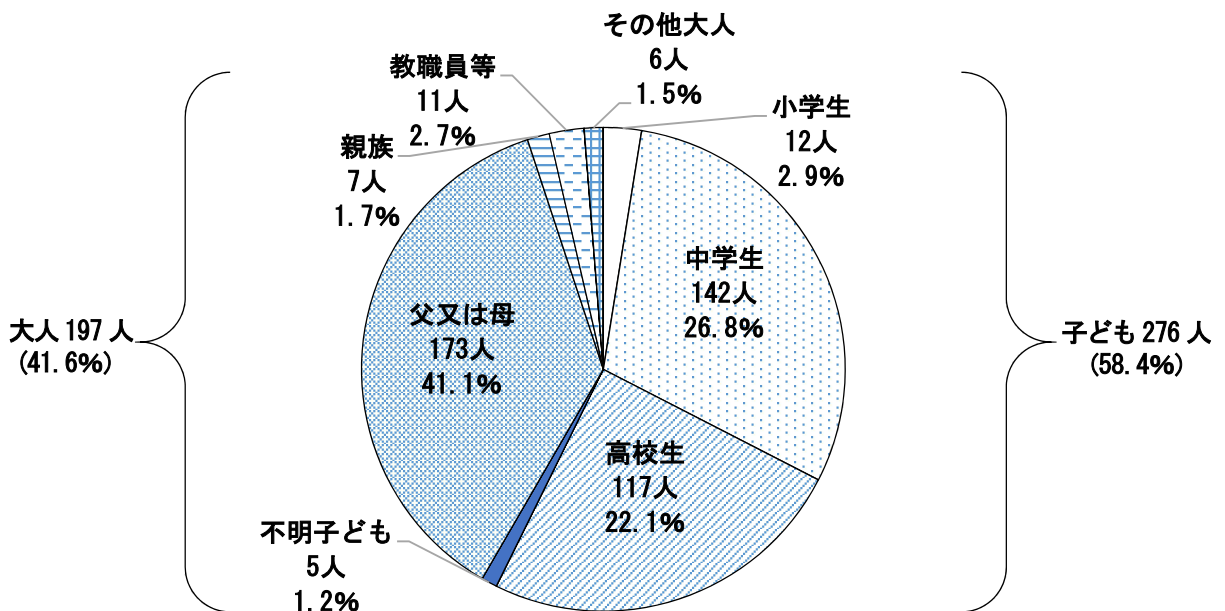


図3 相談者の内訳(延べ人数:473)

☆「相談者の内訳」の年度比較はP55参照

※3 相談者
相談をしてきた人のことをいいます。

(3) 相談対象者の内訳(図4)

相談対象者(※4)の延べ人数は、父又は母(136人 28.8%)が最も多く、次いで中学生(105人 22.2%)、高校生(87人 18.4%)となっています(図4)。

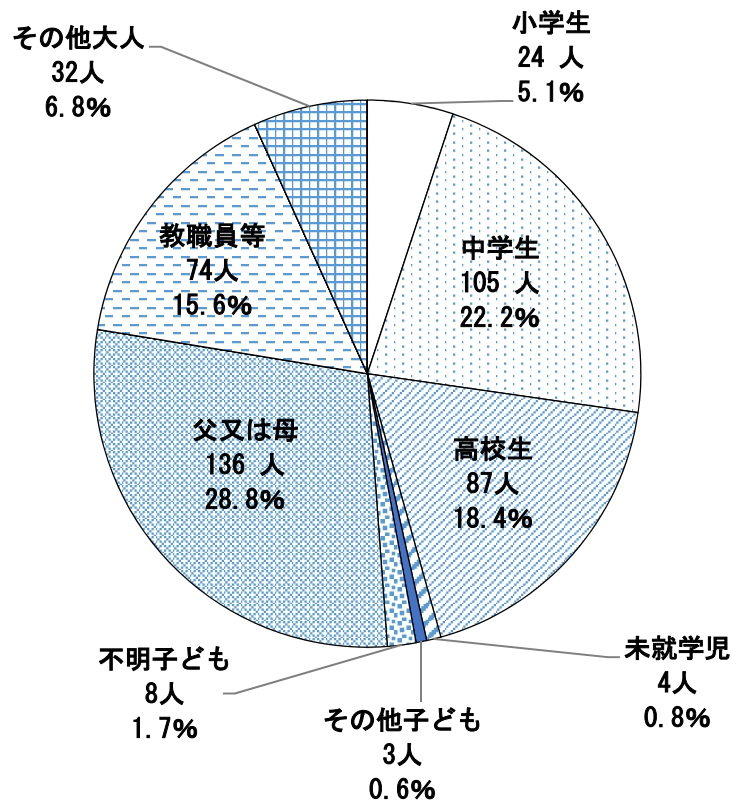


図4 相談対象者の内訳(延べ人数:473件)

☆「相談対象者の内訳」の年度比較はP55参照

※4 相談対象者

誰についての相談かということです。

例えば、母親から小学生に関する相談があった場合には、「相談者」は母親になり、「相談対象者」は小学生となります。

(4) 相談の方法(図5、6、表1)

初回相談で最も多かった相談方法は、電話(46件 62.2%)でした(図5)。

延べ件数で見ると、メールによる相談(259件 54.8%)が最も多く、次いで電話による相談(157件 33.2%)となっています(図6)。なお、相談方法は、相談継続の中で解決の最良の方法を模索しながら変わることがあります。

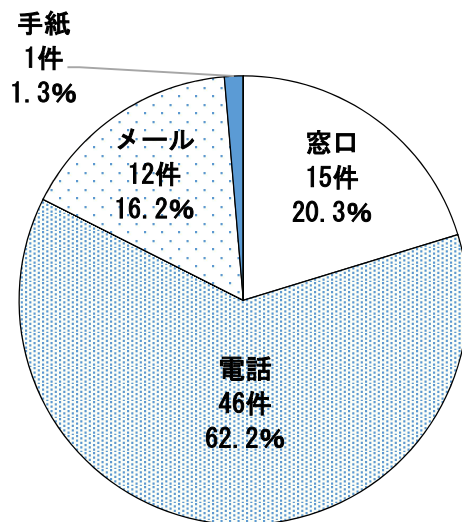


図5 初回相談の内訳(件数:74)

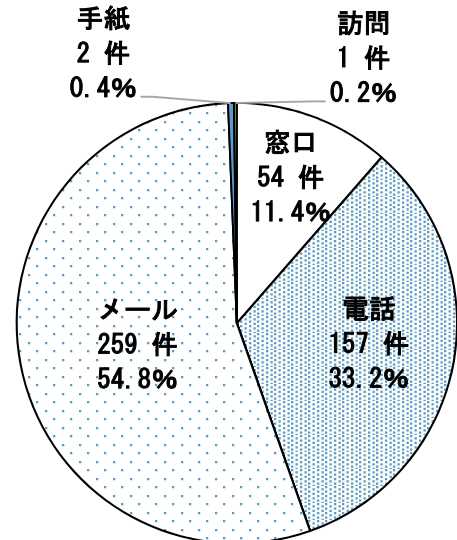


図6 延べ件数の内訳(件数:473)

☆「相談方法別件数」の年度比較はP56参照

相談者と相談方法の関連では、子どもからの相談はメールによる相談(232件 49.1%)が、大人からの相談は電話による相談(137件 29.0%)が最も多くなっています(表1)。

表1 相談者・相談方法別件数

相談方法	子ども				大人				合計
	小学生	中学生	高校生	その他	父又は母	親族	教職員等	その他	
窓口	5	1	15	0	30	2	1	0	54件 (11.4%)
	21件 (4.4%)				33件 (7.0%)				
電話	2	7	11	0	116	5	10	6	157件 (33.2%)
	20件 (4.2%)				137件 (29.0%)				
FAX	0	0	0	0	0	0	0	0	0件 (0.0%)
	0件 (0.0%)				0件 (0.0%)				
メール	5	132	90	5	27	0	0	0	259件 (54.8%)
	232件 (49.1%)				27件 (5.7%)				
手紙	0	2	0	0	0	0	0	0	2件 (0.4%)
	2件 (0.4%)				0件 (0.0%)				
訪問	0	0	1	0	0	0	0	0	1件 (0.2%)
	1件 (0.2%)				0件 (0.0%)				
合計	12	142	117	5	173	7	11	6	473件
	2.5%	30.0%	24.7%	1.1%	36.6%	1.5%	2.3%	1.3%	
	276件 (58.3%)				197件 (41.7%)				

(5) 相談受付の時間帯と所要時間(図7、8)

相談が最も多い時間帯は、子どもは受付時間外(169件 61.7%)、大人は10時から12時(63件 32.0%)となっています(図7)。メールでの相談は、受付時間外が多い傾向がありました。

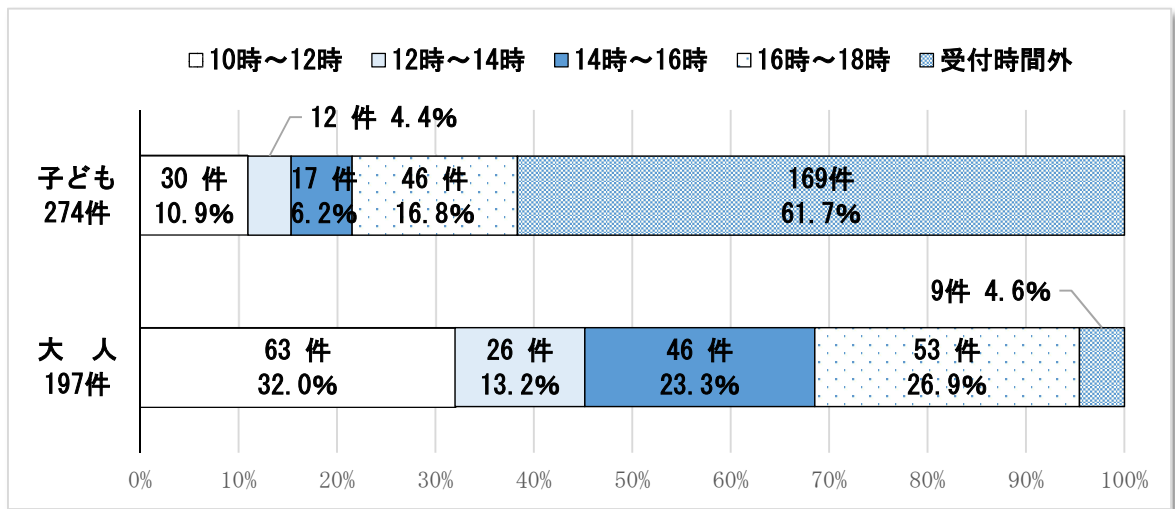


図7 相談受付の時間帯の比較(手紙相談を除く延べ件数:471)

相談の所要時間について、電話相談と窓口・訪問相談に分けて比較してみると、電話相談では、30分未満(子ども:10件 50.0%、大人:94件 70.3%)が最も多く、窓口・訪問相談では、子どもは、30分以上1時間未満(11件 50.0%)が多くなっています。大人は、1時間以上2時間未満(18件 54.6%)が最も多くなっています。(図8)。

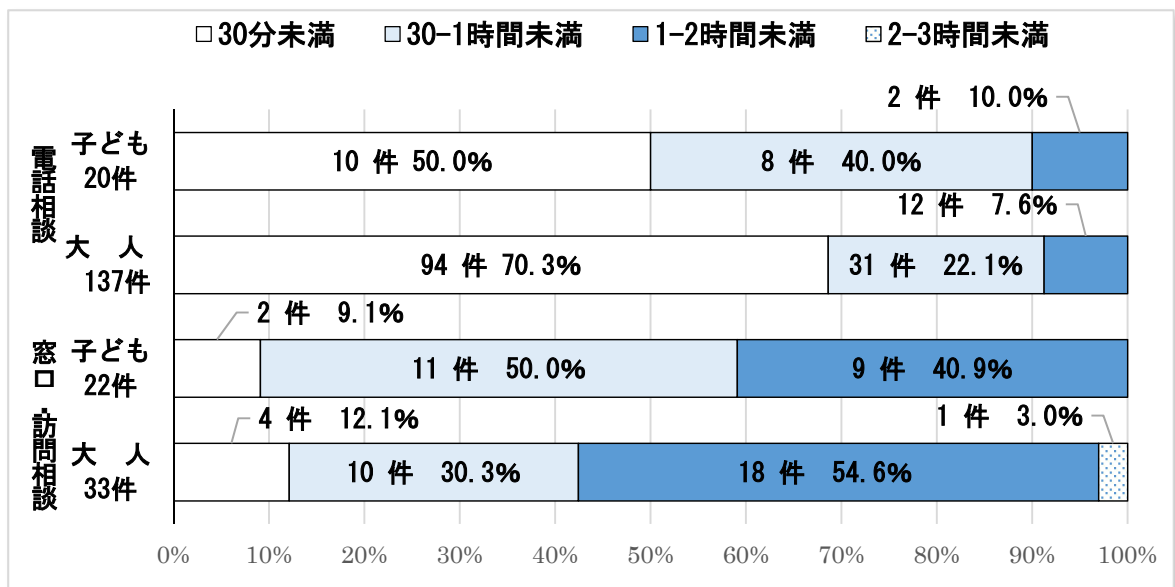


図8 相談受付の所要時間の比較(FAX、メール、手紙相談を除く延べ件数:212)

☆「相談受付の時間帯」の年度比較はP56 参照
 ☆「相談受付の所要時間」の年度比較はP57 参照

(6) 相談の内容※5(表2)

① 小学生

小学生からの相談で最も多かったのは「指導上の問題（教職員等）」でした。他には「いじめ」、「交友関係」、「心身の悩み」となっています。

“気持ちを聴いてほしい”という子ども自身の積極的な意思があって相談が寄せられることが多く、相談方法としては、来所による面談が多いという特徴がありました。じっくりと時間をかけて子どもの気持ちや考えを聴くことで、解決に向けて自分なりの意見をはっきりと話せることができました。

② 中学生

中学生からの相談で多かったのは「心身の悩み」、「家族の問題」でした。他には「交友関係」、「指導上の問題（教職員等）」となっています。

中学生からは、来所による面談や電話、メール、手紙とさまざまな方法で相談が寄せられました。メール相談では、子どもからの質問の答えや問題の核心を突くようなメールを最初から送るのではなく、その子どもを理解するための応答を繰り返しながら、やりとりを継続するようにしています。センターと相談者に信頼関係ができるようになると、次第に苦しい胸の内が語られ、抱えている問題に向き合いながら、解決に向けた自分なりの考えや方法を出せるようになっていきます。

③ 高校生

高校生からの相談で最も多かったのは「心身の悩み」で、不安や孤独感、意欲の低下についての悩みが寄せられました。

他には「交友関係」、「進路問題」、「学校等の対応の問題」、「指導上の問題（教職員等）」、「児童虐待」と多様な相談内容になっています。

「どうすればいいですか。」と、すぐに回答を求めるような場合でも、相談者の話を丁寧に聴き取り、気持ちを話してもらったことで、次第に子ども自身が自分の問題の解決方法を考えてくれるようになりました。

できるだけ、子ども自らが自己の解決に当たることができるように意識した相談活動を行っています。

④ 大人

「大人」からの相談では、母親が最も多く「子育ての悩み」、次に多かったのが「指導上の問題（教職員等）」の相談でした。

相談の背景には、子どもの発達の課題、登校渋り等が見受けられ、子どもとのかかわりに困難を感じながらも、保護者自身が抱え込んでしまっていることもありました。大人からの相談も子どもと同様に、話を聴くことを第一にしています。話しながら問題を整理していくということも多く、相談者自身が対応策や解決案に気づいていくことで、子どもへのかかわりも変化していきました。

※5 相談の内容

相談者の主たる訴えをさします。同一の相談者と相談を重ねていくうちに、主たる訴えの内容が変わっていく場合もありますが、相談内容を総合的にみて、主たる訴え（主訴）を一つに絞りました。

表 2 相談内容の内訳(実件数:74件/延べ件数:473件)

相談者 相談内容		子ども						大人						合計 (件)		
		小学生	中学生	高校生	未就学児	不明	その他	計	父又は母	親族	教職員等	教職員以外 の指導者	不明		その他	計
いじめ	実件数	1						1	6					1	7	8
	延べ件数	1						1	14					1	15	16
不登校	実件数								2	1	1				4	4
	延べ件数								3	1	1				5	5
進路問題	実件数			1				1								1
	延べ件数			1				1								1
交友関係	実件数	1	1	2				4	5						5	9
	延べ件数	1	2	11				14	7						7	21
心身の悩み	実件数	1	2	4		1		8								8
	延べ件数	6	2	66		5		79								79
子育ての悩み	実件数								13	1					14	14
	延べ件数								75	1					76	76
学校等の対応	実件数			1				1	1		2				3	4
	延べ件数			5				5	7		10				17	22
指導上の問題 (教職員等)	実件数	3	1	1				5	9	2					11	16
	延べ件数	4	4	5				13	52	2					54	67
指導上の問題 (教職員以外)	実件数															
	延べ件数															
行政機関 の対応	実件数													1	1	1
	延べ件数													3	3	3
家族の問題	実件数		2	1				3	3	1				1	5	8
	延べ件数		134	22				156	15	3				2	20	176
児童虐待	実件数			1				1								1
	延べ件数			7				7								7
不明	実件数															
	延べ件数															
その他	実件数															
	延べ件数															
合計(件)	実件数	6	6	11		1		24	39	5	3			3	50	74
	延べ件数	12	142	117		5		276	173	7	11			6	197	473

☆「相談内容の内訳」の年度比較はP57参照

(7) 事例紹介

主訴	相談内容
いじめ	<p>高校生Aさんの保護者から「部活内でAの靴が無くなったり、特定の部員から無視をされたりしている。Aから顧問に相談をしたが、『部長であるAがしっかりしないからだ。』と、責められたことで、Aは『学校に行きたくない。』と話し、ひどく落ち込んでいる。」と、電話相談がありました。</p> <p>起きている事実や心配していることなどを整理できるようにお話を伺うと、相談者は、次第に「Aが一人で抱えこんでいるのではないか。Aが安心できる環境になってほしい。」と、Aさんへの思いが語られるようになりました。これまでの学校生活の様子を伺うなかで、相談者は、学校にはAさんが悩みを話せる仲の良い友人や、親身に話を聞いてくれる信頼できる学級担任の存在に気づきました。相談者は「まずは、学級担任に相談してみたい。」と話し、電話を終わりました。</p> <p>後日、保護者から、「校長や学級担任が親身になって話を聞いてくださり、嫌がらせを学校全体の問題として捉えてもらった。学級担任や他の先生がAを気遣い、声をかけてくれることによって嫌がらせも無くなり、Aは安心した様子だ。私も安心して登校するAを見守っていきたい。」と、前向きな報告がありました。</p>
指導上の問題	<p>中学生Bさんの保護者から「部活動の顧問から、今の髪の色では規則違反になるため、髪を切るように言われた。指定した髪の長さにしなければ、所属している部活動も退部するようにと言われている。髪を切ることを強要するのは体罰ではないのか。」と、電話相談があり、Bさん、Bさんの保護者と調査相談専門員で面談を行いました。</p> <p>調査相談専門員が詳しくお話を伺うと、髪を切るという指導は、学校の規則ではなく、Bさんの所属する部活動の顧問が独自に決めたルールであることがわかりました。また、Bさんは新学期を迎える前に、黒染し、学校から指定された長さまで髪を切っており、反省文も学校に提出していました。Bさんは、「これ以上どうして髪を切らなければいけないのだろう。部活を辞めさせるための指導ではないか…。」と、学校への不信感を募らせ、大好きな部活動ができないことに、心を痛めていました。</p> <p>状況を案じた子どもの権利擁護委員は、在籍校への訪問を念頭に、子どもと面談を実施しました。Bさんの意向を整理すると、「これ以上髪を切らないで、部活動を続ける方法を考えたい。」ということでした。Bさんには、子どもの権利相談センターができることを説明しました。在籍校への訪問も提案しましたが、「学校に行ってもらうことで、今後どんな指導を受けるかわからない…。」と、ためらう様子が見られました。子どもの権利相談センターは、自分の失敗を素直に認め、挽回しようとするBさんを応援したいと伝えると、Bさんから「少し、考えたい。」という発言がありました。</p> <p>後日、保護者から連絡が入り、「髪を切りました。部活に戻るかわからないけど、また何かあったら相談したい。指導を受け入れ、部活を頑張ろうとしている子どもと一緒に、私たちも頑張ることにしました。」と報告があり、相談を終わりました。</p>



主訴	相談内容
交友関係	<p>小学生Cさんから「隣の席のDさんの持ち物が、いつも自分の机まではみ出してくことに困っている。」という相談がありました。調査相談専門員は困っていることをじっくりと聞きながら、学校のことや休みの日のことなど、Cさんとたくさんのお話をしました。表情が和らいだCさんに、これまでに学校で困ったとき、どのような方法で乗り越えたのかを尋ねると、仲のよい友人と交換日記を使って作戦会議をしていることを教えてくれました。</p> <p>そしてCさんは、「悩みを誰にも話せていないことが一番苦しかった。自分が困っていることをまだ、Dさんに伝えていない。自分にとっても、Dさんにとってもいい方法を明日、みんなで考えてみる。」と話してくれました。</p>
子育ての悩み	<p>子どもの自傷行為に気づき、驚いた保護者から「どのように声をかければいいのかわからない。」と、電話相談がありました。来所での面談を提案し、調査相談専門員が保護者と面談を行いました。</p> <p>初回面談では、母親が抱えている気持ちを十分に受け止めながらも、子どもに起きている問題から目を背けず、向き合っていくことを保護者と一緒に確認しました。</p> <p>翌日、「自傷行為に気づいていること、これからのことを一緒に考えていきたいと子どもに伝えることができた。」と、保護者から連絡がありました。その後も、調査相談専門員と保護者との面談を継続しつつ、専門的な対応方法について理解を深めるため、子どもの権利擁護委員との面談も行いました。</p> <p>面談を重ねていくうちに、保護者は「子どもから甘えてくるときもある。私が気にかけて声をかけると、子どもはうっとうしそうにするけど、悪い気はしていないと感じている。しばらく自傷行為をしている様子はない。家族のなかでも、毎日、いろんな問題が起きる。これからも悩みながらも子どもと一緒に過ごしていきます。」と話してくれました。</p>
いじめ	<p>近隣住民から、「いつも一緒に帰っている小学生EとFが自宅の前を通る。EはFからよく悪口を言われている様子を見かける。悲しそうにしているEが心配で、どのような声掛けをしたらいいか悩んでいる。」と、電話相談がありました。</p> <p>いじめの状況を詳しく伺っているなかで、学童保育に通う途中に泣いていたEを見かけた相談者が学童保育と一緒に付き添い、相談者から指導員に事情を伝え、学童保育から在籍校に状況が伝わっていたことが分かりました。また、相談者は「Eに優しく声をかけているとき、Fは羨ましそうにしている。FにもEと同様、優しく声をかけていきたい。」と話し、毎日EとFの様子をあたたく見守ってくださっている様子が分かりました。</p> <p>学童保育の帰り際、「強くなりなさいよ。」と笑顔で励ました相談者に、Eは母親と一緒に「助けてくれて、ありがとう。」と答えてくれたと相談者から語られました。センターも、相談者と一緒にEを見守っていくことを伝え、相談を終えました。</p>



☆事例は、個人が特定されないよう一部変更しています。

2 調整活動



(1) 調整活動とは — 子どもの安心の回復のために —

子どもの権利が侵害されている状態とは、子どもを中心とするお互いの関係が歪んでいたり、一方通行になっている状態と考えられます。

そのため、お互いの考えていることを理解し合い、存在を認め合い、問題解決のために協力し合えるように、関係を整える活動が「調整活動」です。

調整活動は、問題の解決を図るために、関係する子ども・大人や関係機関等に対して、子どもの権利擁護委員と調査相談専門員が連携して働きかけるものです。

調整活動では、まず問題を取り巻く一人ひとりの語ることばを丁寧に聴き取ります。同じ事柄でも見方が変われば捉え方も違ってきます。誰が正しくて、誰が正しくないということではなく、お互いがどんな思いを持っているのか、どのように考えているのか、正確に把握することが必要です。事実と各自の気持ちの一つひとつ確かめることで、ボタンのかけ違いを発見したり、今まで見えていなかった姿が見えてきたりします。

その上で、お互いの気持ちをつき合わせることで、問題が整理されて、失われた信頼関係を取り戻し、問題解決に向けて行動の方針を立てることもできるようになります。

調整活動は、子どもやその関係者から、「相談を受けて」「救済の申立てを受けて」「救済の申立てがなくても救済と権利の回復のために必要があると認めるときに」、子どもの権利擁護委員の判断で行うこととしています（条例第18条第1項第1号、第2号、第3号）。

(2) 令和元年度の調整状況

令和元年度は、7案件について延べ17回実施しました（表3）。

表3 相談項目別の調整先と回数

相談項目 \ 調整先	小学校	中学校	高等学校	市教育委員会	その他 行政機関	子ども 保護者等	合計 (回)
指導上の問題 (教職員) (3案件)	8	2	0	0	0	0	10
心身の悩み (1案件)	0	0	0	0	1	0	1
家族の問題 (3案件)	0	0	0	0	0	6	6
合計	8	2	0	0	1	6	17

☆「調整活動」の年度比較はP58参照

(3) 調整活動事例紹介

“子どもの権利”を守るために

小学生Gさんと保護者から、「遅刻が多いクラスの友達が、授業に遅れてきたところ、先生が『遅刻する人は、嫌われる人。嫌われるような人に、権利はない。』と言って怒鳴っていて、とてもつらかった。」と、センターに相談がありました。

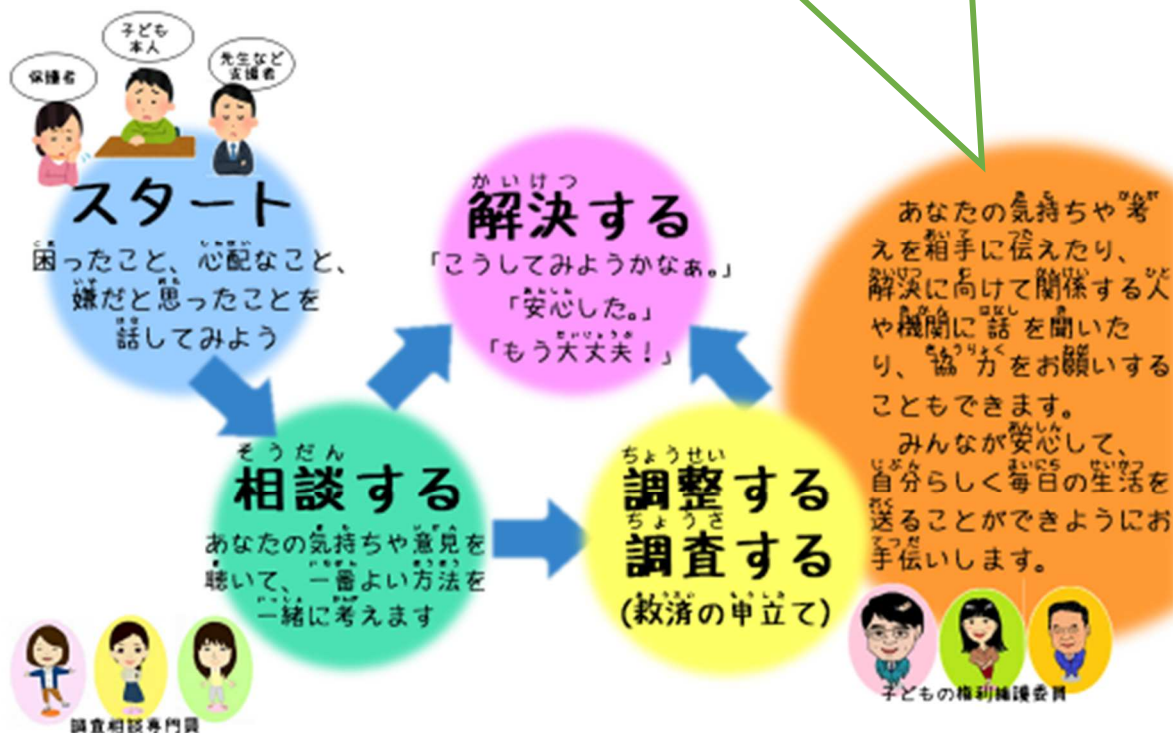
調査相談専門員が詳しくお話を聞くと、Gさんの小学校では、“子どもの権利”を学ぶ学習で、“子どもの権利”は、誰にでもある大事なものと先生から教えてもらったばかりでした。Gさんは、友達が大きな声で怒られているところを見て胸を痛め、「子どもの権利」を否定する先生の姿を目の当たりにし、とても悲しい思いを抱いていました。また、「先生に相談したら、自分も友達もどうなるかわからない。それが怖くて、学校の先生には相談できない…」と、不安な気持ちを話してくれました。

調査相談専門員に気持ちを話していくうちに、Gさんの気持ちが整理され、「友達にも直した方がいいところもあるけれど、やっぱり先生に考え直してほしい。」という思いに気づきました。そこで、Gさんの思いを伝えるため、また先生からも話を聞くため、子どもの権利擁護委員が小学校を訪問しました。

その後、保護者からGさんが安心して学校に行けているという報告があり、「子どもの成長にとって色々なことを感じる大切な時期に、子どもが、学校以外の大人に丁寧に対応してもらえたことは、とても大きな経験でした。」とお話してくれました。

☆事例は、個人が特定されないよう一部変更しています。

【相談の流れ】



3 調査活動

(1) 調査活動とは

子どもの権利擁護委員は、子どもまたはその関係者から救済の申立てを受けて、事実の調査を行います（「申立案件」（条例第18条第1項第2号））。

子どもまたはその関係者から救済の申立てがなくても、子どもの権利擁護委員が救済と権利の回復のために必要があると認めるときに、事実の調査を行います（「自己発意案件」（条例第18条第1項第3号））。

事実の調査は、条例に定められた方法（条例第18条第2項）により行います。あくまでも、「子どもの最善の利益」（子どもの権利条約第3条第1項、条例第3条第1号）を基本理念とした支援の過程であり、子どもにとってより良い状況が作り出されることを目指すものです。

事実の調査などの結果、必要があると認めるときは、是正措置や制度改善について、市の機関（※6）に対する勧告や、市の機関以外のもの（※7）に対する要請を行います（条例第18条第1項第4号）。

(2) 令和元年度の調査状況

① 申立案件

令和元年度は、救済の申立て案件はありませんでした。

② 自己発意案件

令和元年度は、子どもの権利擁護委員の判断による事実の調査（条例第18条第1項第3号）はありませんでした。

☆「申立てによる調査活動の状況」「自己発意による調査活動の状況」はP58参照

※6 市の機関

市長、市教育委員会等（市立小中学校を含む）の執行機関をいいます。

※7 市の機関以外のもの

国、県、民間機関、私立学校、個人などをいいます。

Ⅱ 運営会議

1 運営会議

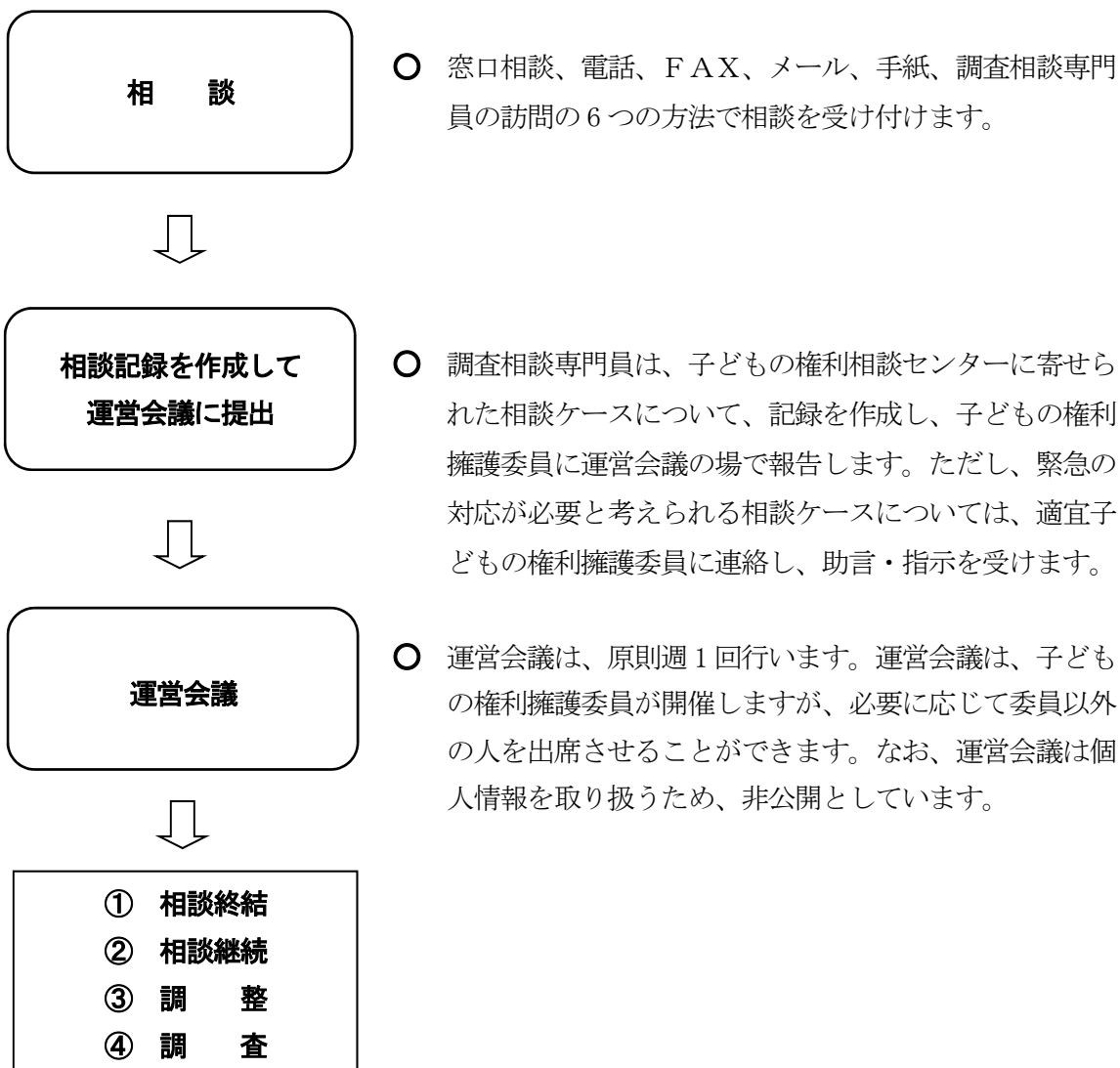
Ⅱ 運営会議

1 運営会議

子どもの権利擁護委員は、運営会議を開催し、問題の解決に向けた方針や対応策等を協議検討しています。

また、調査相談専門員が受けた相談及びその対応状況についての詳細な報告を受けて、スーパーバイザー(監督者)として、専門的見地から相談対応への助言・指示を行います。

(1) 運営会議までの主な流れ



(2) 運営会議の開催状況

令和元年度は、49回開催しました(表4)。

表4 令和元年度運営会議開催状況

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計(回)
4	4	4	4	4	4	5	4	3	5	4	4	49

Ⅲ 広報・啓発活動

- 1 広報・啓発活動
- 2 制度・活動に関する研修、会議

Ⅲ 広報・啓発活動

1 広報・啓発活動

広報・啓発活動は、子どもへの人権侵害を未然に防止する観点から、相談や調整、調査の活動とともに重要なもので、次のような役割を果たしています。

第一に、子どもに、子ども自身がSOSを発することができる場として子どもの権利相談センターがあることを知らせることです。第二に、大人に、子どもを権利の主体として尊重する視点や価値観を伝え、日々の生活や子どもとのかかわりに活かしてもらえるように働きかけることです。

青森市子どもの権利条例では、「子どもの権利の普及啓発と学習支援」を掲げています（条例第10条）。条例を実効性のあるものとするためには、すべての市民が子どもの権利についての理解を深め、子どもの権利を尊重した取組を行っていくことが求められます。そのため、さまざまな媒体を活用して積極的に広報活動を行うのはもちろんですが、これに加え、子どもの権利の一層の理解を促すため、多様な学習の機会を提供することを規定しています。

また、あらゆる場面で、子どもと大人が共に子どもの権利について適切に学び、お互いの権利を尊重し合うことができるように、市が支援することを規定しています。

(1) 子どもへの広報・啓発活動

① リーフレットや携帯カード、チラシ等の配付

令和元年度に配付したリーフレット等の状況（表5）

表5 リーフレットや携帯カード、チラシ等の配付状況

配付時期	配付物	配付先(対象者)
R1.5月	(A) 「子どもの権利相談センター」チラシ ※P26 参照	・小学校、中学校、高等学校、特別支援学校 (全児童生徒)
	平成30年度 青森市子どもの権利相談センター活動報告書	・小学校、中学校、高等学校、特別支援学校 ・幼稚園、認定こども園、保育所、認可外保育施設 ・児童生徒が利用する公共施設等
R1.8月	(B) 「子どもの権利相談センター」携帯用カード ※P26 参照	・小学校、中学校、高等学校、特別支援学校 (全児童生徒)
R1.11月	(C) 「子どもの権利条例」リーフレット ※P29、P30 参照	・小学校、中学校、高等学校、特別支援学校 (全児童生徒)
R2.1月	(D) 「子どもの権利相談センター」チラシ ※P27 参照	・小学校、中学校、高等学校、特別支援学校 (全児童生徒)
	(D) 「子どもの権利相談センター」ポスター ※(D)表面の拡大版	・小学校、中学校、高等学校、特別支援学校 ・児童生徒が利用する公共施設等

(A) 「子どもの権利相談センター」チラシ 表面/裏面

あおもりしこ 青森市子どもの けんり 権利相談センター

けんり
困っているときは相談してください!

相談方法

- 1 子どもの権利相談センターに来て相談する
- 2 電話する(フリーダイヤル 0120-370-642)
- 3 ファックスする(017-763-5678)
- 4 メールする(ao-kodomokenri@city.aomori.aomori.jp)
- 5 手紙を送る

〒030-0822 青森市中央3丁目16-1
子どもの権利相談センター

受付時間
原則：月曜日～金曜日 午前10時～午後6時
(祝日、年末年始を除く)

開設場所

気持ちを伝えて みませんか?

自分の気持ちを伝えるのが苦手です...
コミュニケーションが苦手です...
LINEでも全然できなくて困っています...
自分の気持ちを伝えるのが苦手です...
グループワークの練習がキツイ...
やめたいけれど、やめさせてもらえない...
学校も行きたくない...
家にも帰りたいくない...

子どもの権利相談センターって?

青森市では、子どもたちが、みんなに愛されながら、元気に暮らしてほしいという願いをこめて「青森市子どもの権利センター」という、市のまもりをつくりました。このまもりに基づいて作られたのが、「子どもの権利相談センター」です。ここでは、「いやだな...」「こまったな...」「どうしたらいいのかな...」など、悩んでいる子どもの話をきき止めてみなさんが笑顔になれるようにお手伝いしています。

そのほか 相談できるところ

青森市内	一人で悩まず、あなたの悩みを聞かせてください フレンドリーダイヤル ☎017-743-3600 ☎フレンドリーダイヤル aomori.aomori.jp	9:00～24:00	詳しくください あなたの悩みを聞かせて こころの相談窓口 ☎017-765-5285	8:30～17:00		
	全国どこからでも	どなたでも、どんな悩みにもよりそって一緒に解決するのを探します。 よりぞいホットライン ☎0120-279-338	24時間受付	全国統一の教育相談ダイヤル SOSダイヤル ☎0120-0-78310	24時間受付	「虐待かな?」と思ったら 子ども虐待ホットライン ☎0120-71-6552 児童相談所全国共通ダイヤル ☎189

編集・発行：青森市福祉部子育て支援課（子ども未来チーム）
〒030-0822 青森市中央3丁目16-1 青森市総合福祉センター2階
TEL:017-763-5678

(B) 「子どもの権利相談センター」携帯用カード 表面/裏面

悩んでいること、心配なこと、話してみませんか?

あおもりしこ 青森市子どもの権利 相談センター

みんなをむすぶ
みなさんの
悩みは
ききます!

10-18 0120-370-642

青森市子どもの権利相談センター

相談方法

- ① 子どもの権利相談センターにきて話す
- ② 電話する 0120-370-642 (電話料金はかかりません)
- ③ ファックスする 017-763-5678
- ④ メールする ao-kodomokenri@city.aomori.aomori.jp
- ⑤ 手紙を送る 〒030-0822 青森市中央3丁目16-1 青森市子どもの権利相談センター

原則、月～金 10:00～18:00 (祝日、年末年始はお休み)

そのほか 相談できるところ

青森市内	一人で悩まず、あなたの悩みを聞かせてください フレンドリーダイヤル ☎017-743-3600 ☎フレンドリーダイヤル aomori.aomori.jp	9:00～24:00	詳しくください あなたの悩みを聞かせて こころの相談窓口 ☎017-765-5285	8:30～17:00		
	全国どこからでも	どなたでも、どんな悩みにもよりそって一緒に解決するのを探します。 よりぞいホットライン ☎0120-279-338	24時間受付	全国統一の教育相談ダイヤル SOSダイヤル ☎0120-0-78310	24時間受付	「虐待かな?」と思ったら 子ども虐待ホットライン ☎0120-71-6552 児童相談所全国共通ダイヤル ☎189

(D) 「子どもの権利相談センター」チラシ 表面/裏面

あお もり し こ
**青森市子どもの
 権利相談センター**
 困っているときは相談してください！

相談方法

- 1 子どもの権利相談センターに来て相談する
- 2 電話する(フリーダイヤル 0120-370-642)
- 3 ファックスする(017-763-5678)
- 4 メールする(ao-kodomokenri@city.aomori.aomori.jp)
- 5 手紙を送る

〒030-0822 青森市中央3丁目16-1
 子どもの権利相談センター

受付時間

原則：月曜日～金曜日 午前10時～午後6時
 (祝日、年末年始を除く)

開設場所




道庁電話で気持ちを
 電話して相談してください！

ただちに嫌なことを言われました…
 コミュニケーションが苦手、LINEでも会話できなくて困っています…

学校が楽しくない
 原簿が学校にきません
 どうしたら楽しくなるとか…
 一緒に卒業したいから、自分に何が出来るか知りたい…

**きもつた
 気持ちを伝えて
 みませんか？**

今の勉強が何の役に立つのかわからない…
 学業も行きたくない、家にも帰りたくない…
 自分の気持ちを話すのが苦手です…
 となりの席の子が、いじわるをしてくる…
 体型のことで悩んでいます…

相談するとどうなるの？

スタート
 困ったこと、悩んだこと、嫌なと思ったことを話してみよう。

相談する
 あなたの気持ちや意見を聞いて、一番よい方法を一緒に考えます。

調整する
 救済の申立て

解決する
 「こうしてみようかなよ〜」「安心した」「もう大丈夫！」

あなたの気持ちや考えを相手に伝えたり解決に向けて関係する人や機関に話を聞いたり、協力をお願いすることもできます。みんなが安心して、自分らしく毎日の生活を送ることができるようにお手伝いします。

子どもの権利相談センターって？

青森市では、子どもたちが、みんなに愛されながら、元気に育ってほしいという願いをこめて「青森市子どもの権利条例」という、市のきまりをつくりました。このきまりに基づいて作られたのが、「子どもの権利相談センター」です。ここでは、「いやだな…」「こまったな…」「どうしたらいいのかな…」など、悩んでいる子どもの声を受け止めてみなさんが元気になるようにお手伝いをしています。

編集・発行：青森市福祉子ども支援課（子ども未来子一ム）
 〒030-0822 青森市中央3丁目16-1 青森市総合福祉センター2階
 TEL/FAX:017-763-5678

② 小・中学校で「青森市子どもの権利条例」の理解を深める活動の実施

11月20日の「青森市子どもの権利の日」に合わせて、「青森市子どもの権利条例」リーフレットを市内全児童生徒へ配付しました。市教育委員会と連携し、小・中学校で「子どもの権利条例」リーフレットを使用した学習の場を設け、「子どもにとって大切な権利」について理解を深めました。学習後に寄せられた感想をご紹介します。

【 子どもの権利の学習後に寄せられた感想です 】


- ・ 私たちは、「守られる」ということだけでなく、「自分の意見を言う」「自分の権利を認めてもらえる」ということもできることが分かりました。私たち一人ひとりが主人公ということは、世界には百人以上の主人公がいるのだと思いました。みんなが主役だし、たくさんの権利もあるので、子どもっていいなと感じました。
(菟町小学校5年生)
- ・ 自分が一人になった気持ちを考えたら、とても悲しい気持ちになりました。でも、助けてもらえる気持ちも考えたらとてもうれしい気持ちになりました。子どもの権利はなくてはならないんだなと思いました。
(浪岡南小学校5年生)
- ・ 自分の権利を主張し、受け入れ合えたら良いと思いました。また、その意見が言える環境づくりもできるなら理想的だと思う。自分自身も相手の気持ちを考えて行動し、決めつけず、話を聞いてあげられる人になりたい。
(甲田中学校2年生)
- ・ 私は自分の意見を言えません。何故かと言うとまわりの人に何か言われそうで怖いからです。でも、子どもの権利にもある、「意見を表明し参加する権利」を見て、この権利があることを初めて知りました。私はこの権利に守られて、生きていることが幸せだと思いました。
(浪岡中学校2年生)



☆本文は原文のまま掲載しています。

あなたに知ってほしい！！ 子どもの権利のこと

～青森市子どもの権利条例～



あなたは、世界にたった一人の大切な人です。
青森市には、子どもたちが、みんなに愛されながら、元気に育ってほしいというおがいをこめた、「青森市子どもの権利条例」という市のきまりがあります。

【問い合わせ先】
青森市福祉部子育て支援課
〒030-0822 青森市中央3丁目16番1号 青森市総合福祉センター2階
TEL/ FAX: 017-763-5678
青森市ホームページ: <http://www.city.aomori.aomori.jp/>
(青森市子どもの権利条例については、青森市のホームページでも見ることができます。)

小学1年生～小学4年生版

11月20日は
青森市子どもの
権利の日



「子どもの権利」ってなんだろう？

すべての子どもは、親や大人から大切にされて、しあわせに生きることができます。このことを「子どもの権利」といいます。

子どもの権利は、あなたにも、ほかの人にもあります。
自分とおなじように、ほかの人を思いやる気持ちをわすれないでください。

～あなたには、つぎのような権利があります～

おどなのやくとく



子どもの権利を大切にします！
力をあわせて、子どもたちをささえます！
子どもにとっていちばんいいことは何かを
考えます！



相手を思いやる
気持ちが大切です！

自分と同じように、
相手にも権利がある
ことを忘れちゃいけ
ないんだね。



① 安心して生きる権利

命がいはん大
切。平和と安全
にくらすことが
できるよ。

こころを傷つけら
れることはあって
はならないこと。
みんな守ってもら
えるよ。



どんな理由
があっても
差別されな
いんだ。

ぼくたちはみんな、
愛されながら大き
く育つことができ
るんだ。

こままっていると
きや不安に思っ
ているときは、
相談することが
できるよ。

② 自分らしく生きる権利

自分がきめた
事や目標にむ
かってチャレ
ンジしよう。

自分が思ったこと
や感じたことは、
自由に表現してい
んだ。



自分にとって必要
なおしえて
もらうことが
できるよ。

安心してすごすこ
とができる時間や
場所をもつことが
できるんだ。

一人一人が大切な
存在なんだ。
人とは、はずかし
いことじゃないよ。

③ 豊かで健やかに育つ権利

子どもは、遊ん
だり、学んだり
しながら育つこ
とができるよ。

青森市の伝統や
文化にふれるこ
とも大切だよ。



青森市の豊かな
自然も、私たち
をたくましく育
てられるよ。

芸術やスポーツに
ふれることも、心
を豊かにするため
には大切だね。

まちがったり失敗
したりすることを
こわがらないで、
どんどんチャレ
ンジしてみよう。

④ 意見を表明し参加する権利

自分の思いや考
えを言ってもい
んだよ。

ぼくたちの意見は、
大切にしてもらえ
るよ。



仲間であつまって、
自分たちで活動す
ることができるよ。
でも、相手のめい
わくなるような
ことは、してはい
けないんだ。

相手の思いや考
えも大切にしく
ちゃいけないね。

「青森市子どもの権利条例」の大事な考え方は？



条例では、次のような考え方にもついて、子どもの権利を大切にすることを約束しています。

★「子どもの最善の利益」を優先します！

子どもに関係のあることを行うときには、子どもにとって今もっとも良いことは何かを第一に考えます。

★子ども一人一人が権利の主人公です！

子どもは、大人に守られるだけの存在ではなく、自分の意見を言ったり、自分の権利を認めてもらうことができます。

★成長に合った、さまざまな支援が受けられます！

子どもは、一人一人の年齢や学年、発達段階に応じた支援を受けることができます。

★ほかの人の権利も大切です！

子どもは、自分の権利が大切にされると同じように、ほかの人の権利を大切にしなければなりません。

★子どもの権利を大切にするのは大人の役割です！

親や学校の先生、地域の人など、すべての大人は、子どもの権利を大切にしなければなりません。



相手を思いやる気持ちが大切だよ！

自分と同じように、相手にも権利があることを忘れちゃいけないだね。



11月20日は「青森市子どもの権利の日」

みんなにはどんな権利があるの？

すべての子どもは、生まれたときから、しあわせに生きるための権利を持っているよ。子どもたちが、健やかに成長できるように、「青森市子どもの権利条例」では、子どもにとって大切な権利を次のように定めているよ！



安心して生きる権利

守ってもらえる！
助けてもらえる！
いじめられない！
暴力・差別を受けない！
相談できる！
命が守られる！

豊かで健やかに生きる権利

遊ぶ！学ぶ！
いろいろな体験をする！
楽しい時間を過ごす！
失敗しても何度でもチャレンジできる！

自分らしく生きる権利

ありのままの自分でいられる！
安心できる居場所がある！
プライバシーが守られている！
自由に過ごせる時間がある！

意見を表明し参加する権利

知りたいことを教えてもらえる！
自分の気持ちや考えを表現できる！
自分に合った活動ができる！
話し合いの場にいられる！

いま、不安だ、悲しい、苦しいと感じているとしたら、安心して生きる権利が守られているとは言えません！



自分の気持ちや考えをなかなか言えない...

自由な時間がない...

高校生～大人版

1 「青森市子どもの権利条例」とは？

青森市では、「子どもの権利条約」(※1)の理念に基づき、子どもが愛情をもって生まれ、毎日をのびのびと生き、自分らしく豊かに成長し、発達していくことができるよう、子どもにとって大切な権利の保障を図ることを目的として、「青森市子どもの権利条例」を制定しました。

(※1)「子どもの権利条約」

世界中の子ども一人一人が人間として当然持っている権利を保障し、子どもたちがそれらの権利を行使できるように1989年(平成元年)に国際連合において採択されました。我が国は1994年(平成6年)に批准しています。

2 子どもの権利保障の基本的な考え方

この条例では、子どもの権利保障は、次のような基本的な考え方に従って進めなければならないことを定めています。

子どもの最善の利益を優先して考えること

「子どもの最善の利益」とは、「子どもに関係のあることを行うときには、子どもにとって今もっとも良いことは何かを第一に考える」という子どもの権利条約の基本理念に基づいた考え方で、

子ども一人一人が権利の主体として尊重されること

子どもは、単に保護される対象ではなく、権利を行使する主体でもあるという考え方で、

子どもの成長と発達に配慮した支援が行われること

子どもは、その年齢や成長、発達の段階に応じて、それぞれ異なった対応が求められることから、子ども一人一人の成長や発達の度合いに応じた適切な支援が行われるべきであるという考え方で、

3 大人の責務

この条例では、子どもの権利を尊重するために、大人が果たさなければならない責務を定めています。

子どもの権利を尊重することは、単に子どもの要求や意見をそのまま受け入れるのではなく、子どもの最善の利益を考慮して行われなければならない。

保護者の責務

保護者は、子どもの第一の責任者として、子どもの権利を尊重しなければなりません。

地域住民の責務

地域住民は、地域が子どもの成長と発達にとって重要な場であることを認識し、子どもの権利を尊重しなければなりません。

育ち学ぶ施設(※2)の関係者の責務

育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが自分らしく成長し、発達していくために育ち学ぶ施設が大切な役割を担うことを認識し、子どもの権利を尊重しなければなりません。

(※2)育ち学ぶ施設

保育園、学校、児童養護施設その他子どもの育ち、学びなどを目的として通園し、通学し、入所し、利用する施設のこと。

4 子どもにとって大切な権利

この条例では、子どもには、健やかに成長し発達していくために、次のような権利が保障されなければならないことを定めています。

安心して生きる権利

- ・命が守られ、平和で安全な環境のもとで暮らすこと。
- ・愛情をもって愛されること。
- ・食事、医療、休息が保障され、健康的な生活を送ること。
- ・いじめ、虐待、体罰その他身体的、精神的暴力と有害な環境から守られること。
- ・性別、国籍、障害などを理由に、いかなる差別も受けないこと。
- ・困っているときや不安に思っているときには、相談し、支援を受けることができること。

自分らしく生きる権利

- ・自分の個性や他人との違いが認められ、一人一人として尊重されること。
- ・自分自身の夢や希望を持ち、可能性に挑戦すること。
- ・プライバシーや自らの名誉が守られること。
- ・自分が思ったことや感じたことを表現すること。
- ・自分にとって必要な情報や知識を得ること。
- ・自分にとって大事なことを年齢や成長に応じて、適切な助言や支援を受け、自分で決めること。
- ・安心して過ごすことができる時間や居場所を持つこと。

子どもの権利は、何らかの義務を果たすことを条件に保障されるものではなく、生まれながらにして、すべての子どもに無条件に認められるべきものです。

豊かで健やかに育つ権利

- ・遊ぶこと。
- ・学ぶこと。
- ・芸術やスポーツに挑戦し楽しむこと。
- ・青森の文化、歴史、伝統、自然に触れ楽しむこと。
- ・まちがいや失敗をしたとしても、適切な助言や支援を受けることができること。

意見を表明し参加する権利

- ・家庭、育ち学ぶ施設、地域などで、自分の意見を表明すること。
- ・自分にとって重要な決定が行われる場合は、自分の意見を主張すること。
- ・自分の表明した意見に対し、適切に配慮されること。
- ・仲間をつくり、集まり、活動すること。

他人の権利を尊重することも大切です！！



この条例では、子どもが権利を行使する際には、社会のルールを守り、他人の迷惑にならないようにする必要があるので、「子どもは、自分の権利が尊重されるのと同じように、他人の権利を尊重しなければなりません。」(第4条)と規定しています。

③ 「子ども会議フォーラム2019」に参加

子どもの権利条例では、毎年11月20日を「青森市子どもの権利の日」とし、この日にふさわしい活動を行うこと（条例第10条第2項）としています。子ども会議委員（※8）が自ら企画立案したイベント「子ども会議フォーラム2019『FOR CHILDREN～心の声を大人たちへ～』」を青森市議会議場で開催しました。

子どもの権利擁護委員は、イベント企画の一つである「第二部 子ども会議と一くいべんと（テーマ①：学校での“？”、テーマ②：家庭での“？”）」にコーディネーターとして参加しました。子ども会議委員が身近な問題について読み聞かせにより事例紹介し、子どもの権利擁護委員が子どもの権利についての解説を織り交ぜながら問題解決に向け、意見交換を行いました。

また、イベント会場において、子どもの権利相談センターのPRブースを設置し、相談方法や相談対応の流れについてのパネル展示と広報活動を行いました。



< 第一部 私たちからの意見提案 >



< 第二部 子ども会議と一くいべんと >



子ども会議フォーラム2019の様子

※8 子ども会議委員

青森市では、まちづくりなどに子どもが意見を表明し参加することができるように「青森市子ども会議」を設置しています。子ども会議委員は、この会議に参加し活動する子どものことをいいます。

④ パネル設置による広報・啓発活動

7月1日、浪岡総合公園で開催された第34回子どもの祭典（青森市子ども会議ブース）に紹介パネルを設置しました。

子どもの権利相談センター紹介パネル

① 青森市 子どもの権利相談センター

② 子どもの権利相談センター
青森市では、子どもたちが、みんなに愛されながら、元気に育ってほしいという願いをこめて『青森市子どもの権利条例』という、市のきまりをつくりました。このきまりに基づいて作られたのが、『子どもの権利相談センター』です。センターでは、「いやだ…」「こまったな…」「どうしたらいいのかな…」など、悩んでいる子どもの声を受け止めてみなさんが元気になるようにお手伝いをしています。

③ どんなひとがいるの？
子どもの権利について専門的な知識と豊富な経験をもつ「子どもの権利擁護委員」

④ 子どもの権利相談センターに
電話やメールをしたとき、まず届くにお話を聞いたり、メールで返信するのは、「調査相談専門員」です。

相談方法
電話する、メールする、ファックスする、手紙を書く、会って話す

⑤ 相談するとどうなるの？
スタート → 相談する → 解決する → 調整する

⑥ こんな相談があったよ
自分が話すのが苦手で笑ったり、話したことを繰り返してわざと愛な感じに話したりする。
コミュニケーションが苦手な会話が続かない…
学校に行こうとすると嫌がなくなる。
クラブチームの練習がキツイ…やめたいけど、やめさせてもらえない。

⑦ 青森市内に住んでいる、青森市内の学校に通っている、青森市内で仕事をしている、18歳未満の子どものことであれば誰でも相談できます。
ひみつは守ります！
匿名で相談できます！

⑧ 青森市子どもの権利相談センター
相談方法：① 窓口相談、② 電話、③ FAX、④ メール、⑤ 手紙、⑥ 訪問
0120-370-642
午前10:00～午後6:00（月～金）

(2) 大人への広報・啓発活動

① パネル設置による広報・啓発活動


11月20日の「青森市子どもの権利の日」に合わせ、子どもの権利の普及啓発を目的に市役所駅前庁舎駅前スクエアにて開催する「子どもの権利パネル展」（11月18日～21日）に紹介パネルを設置しました。



市役所駅前庁舎（駅前スクエア）の「子どもの権利パネル展」

② 「広報あおもり」に子どもの権利相談センターへの相談方法を掲載

子どもの権利相談センターへの相談方法を毎月掲載しており、広報あおもり6月1日号には、1年間の活動を報告するため、子どもの権利擁護委員から市長に活動報告した内容を掲載しました。



ご覧ください！

広報あおもり6月1日号


子どもの権利相談センター 活動報告書

市では、いじめ・体罰など、子ども（原則として18歳未満）の権利侵害に関する相談を受け、その救済と権利の回復を図るため、「子どもの権利相談センター」を設置しています。

このたび、平成30年度の活動を報告書にまとめました。

報告書は、市役所各庁舎、各支所・市民センターなどでご覧いただけるほか、市ホームページにも掲載しています。

子育て支援課（☎017-763-5678）



5月13日に、青森市子どもの権利擁護委員から市長へ活動報告を行いました。




③ 教職員等への広報・啓発活動

子どもの権利擁護委員は、青森市子どもの権利条例の理解と周知を図り、教育関係機関と連携するため、市教育委員会教育長をはじめ、小学校長会会長、中学校長会会長を訪問しました。

また、家庭教育学級説明会や市小・中学校校長会にて、子どもの権利相談センターの機能の説明と出前講座等の広報活動を行いました。

④ 市ホームページにスタッフコラムを掲載

「市ホームページ（子どもの権利相談センター）」に子どもの権利擁護委員のコラムを掲載しています。

	第1号 「校則についての素朴な疑問」 個性の尊重、多様性の尊重といった理念と真っ向から反する「生活のきまり」（校則）。校則が子どもたちに与える影響についてお話ししています。
	第2～5号 「絵本の匂い！本のある風景！」 絵本や昔話は、子どもと親の「コミュニケーションの玉手箱」です。4冊の印象深い絵本を紹介しています。
	第6号 「足踏みしたり、失敗したり…成長するって冒険かな？」
	第7号 「子どもの成長を子どもの権利条例でひも解くと…見えて来ることがあります」
	第8号 「子どもの権利を真に尊重する絶妙なバランスとは…何だろうか？」 青森市子どもの権利条例 第2章子どもにとって大切な権利。子どもの成長に欠かせない4つの権利について分かりやすくお話ししています。

☆スタッフコラムの詳細は市ホームページ「青森市子どもの権利相談センター（スタッフコラム）」をご覧ください。

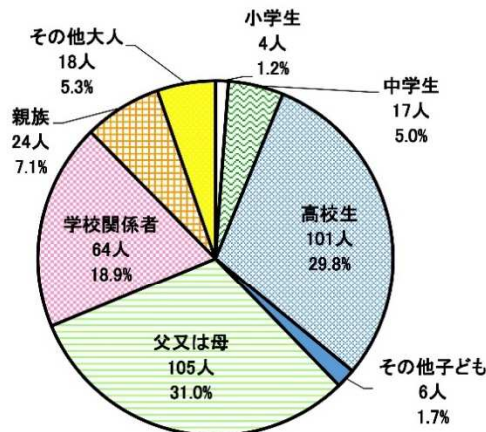
⑤ 市役所駅前庁舎・市ホームページに子どもの権利相談センターだよりを掲示

年に3回、センターだよりを作成し、市ホームページ（子どもの権利相談センター）に掲載するほか、青森市役所駅前庁舎に掲示しています。

☆センターだよりはP34～P37 参照

青森市子どもの権利相談センターだより

令和元年5月
青森市子どもの権利
相談センター発行



<相談者の内訳 (延べ件数)>

平成30年度は、
子どもから128件、大人から211件
の相談が寄せられました。

相談受付件数は、
実件数(※1)が90件、延べ件数(※2)が339件でした。
(前年度:実件数105件、延べ件数608件)

延べ件数相談方法の内訳		初回相談方法の内訳	
電話	177件 (52.2%)	電話	57件 (63.3%)
メール	106件 (31.2%)	窓口	17件 (18.9%)
窓口	47件 (13.9%)	メール	13件 (14.5%)
訪問	5件 (1.5%)	手紙	3件 (3.3%)
手紙	4件 (1.2%)		

※1 実件数:1人についての初回から最終までの相談を1件とします。
※2 延べ件数:相談を受けた総数です。たとえば、1案件で3回の相談を受けた場合は延べ3件と数えます。

<相談内容の特徴>



小学生

「教職員等の指導 (2件)」、「心身の悩み (1件)」、「家庭内虐待 (1件)」
“気持ちを聴いて欲しい”という子ども自身の積極的な意思があって、相談が寄せられたケースが多くあり、じっくりと時間をかけて子どもの気持ちや考えを聴くことで、解決に向けて自分なりの意見をはっきりと話せることができました。



中学生

「心身の悩み (3件)」、「交友関係 (2件)」、「いじめ (1件)」、「家族関係 (1件)」、「教職員等の指導 (1件)」
「心身の悩み」には、不安や意欲の低下、コミュニケーションが苦手などについて寄せられました。



高校生

「心身の悩み (4件)」、「交友関係 (3件)」、「いじめ (2件)」、「家族関係 (2件)」、「教職員等の指導 (1件)」、「不登校 (1件)」、「行政機関の対応 (1件)」等
「子ども」からの相談では、実件数・延べ件数ともに高校生から最も多くの相談が寄せられました。来所での面談を希望する高校生が多く、面談を重ねてじっくりと気持ちを聴き取ることができました。



大人

「子育ての悩み (17件)」、「教職員等の指導 (9件)」、「学校等の対応 (7件)」、「家族関係 (6件)」、「不登校 (5件)」等
「大人」からの相談では、実件数・延べ件数ともに母親からの相談が最も多く寄せられました。子どもが所属するクラブチーム内でのトラブル等の相談も増えています。

※()の数値は実件数

困ったときは、一人で悩まないで、どんなことでも相談してください



青森市総合福祉センター2階です。



センターです。ここで、電話相談やメール相談を受けています。



相談室です。面談はここでしています。



青森市総合福祉センター2階『子どもの権利相談センター』

相談方法

- ★ 子どもの権利相談センターに来て相談する
- ★ 電話する
0120-370-642 (通話無料)
- ★ ファックスする
017-763-5678
- ★ メールする
ao-kodomonen@city.aomori.aomori.jp
- ★ 手紙を送る
〒030-0822 青森市中央3丁目16-1
子どもの権利相談センター

受付時間

原則:月曜日～金曜日 午前10時～午後6時
(祝日、年末年始を除く)

ひみつは絶対にまもります!!

青森市子どもの権利相談センターだより

令和元年9月
青森市子どもの権利
相談センター発行



夏休みも終わり、2学期がはじまりました。
「学校に行きたくないな。」「いやなことがあるけど誰に話したらいいんだろう…」など、悩んでいることがあるときは、「子どもの権利相談センター」に、相談してくださいね。

相談の流れ

平成30年度青森市子どもの権利相談センター活動報告書「事例紹介（P14）」の一例です。

スタート

困ったこと、心配なこと、嫌だと思ったことを話してみよう。

小学生のAさんは、なんとなくクラスになじめないという思いを抱えており、担任の先生に相談しましたが、親身になってもらえずもやもやしていました。そこで、センターに「交友関係」について電話で相談することにしました。

相談する

あなたの気持ちや意見を聴いて、一番よい方法を一緒に考えます。

Aさんは、自分では破いていないはずの教科書のページが破けていたためクラスの誰かにやられたのではないかと心配になっていました。また、連絡帳の表紙がとれていたり、新しい消しゴムが割れていることもありました。活発で発表を積極的にするAさんでしたが、だんだん目立ちたくないなあと思うようになっていました。

解決する

「こうしてみようかな」「安心した」「もう大丈夫！」

そんな気持ちを相談員に話しているうちに、「自分は一人ぼっちだと思っていたけれど、自分のことを心配してくれる友達がいる」と、気づきました。そして、以前、困ったことがあったときに、教頭先生に相談をしたら、しっかり話を聞いてくれたことを思い出し、「教頭先生に相談してみようと思う。」と話し、電話相談を終えました。

☆ 事例は、個人が特定されないよう一部変更しています。

「子どもの権利相談センター」ってなんですか？



子どもの権利について、専門的な知識と経験を持つ「子どもの権利擁護委員」（弁護士、大学の先生、臨床心理士）と「調査相談専門員」が、さまざまなことで困っている子どもの話を聞いて、どうしたらいいか、一緒に考える場所です。

何をしてくれますか？



子どもの話をじっくり聞きます。その子にとって今もっとも良いことは何かを一緒に考え、必要なときは、いろいろな人と話し合っ、みなさんと一緒に問題の解決に取り組みます。

みんなに秘密で相談できますか？



もちろんできます。みなさんの秘密は、守ります!!



次回センターだよりでは、「調整活動」や「救済の申立て」についてご紹介します。

～私たちがお話を聞きます～

子どもの権利擁護委員



弁護士
沼田 徹 委員



大学の先生
小林 夫美 委員



臨床心理士
公認心理師
関谷 道夫 委員

調査相談専門員



子どもの権利に関する出前講座

＝ 平成30年度実施状況 ＝

実施時期	申込み団体	参加者数
H30. 6月	青森市子ども会議委員	20名
H30.12月	青森キワニスクラブ	16名
H31. 1月	青森キワニスクラブ	16名
H31. 1月	青森県不登校等連絡協議会	30名
H31. 1月	青森市少年指導委員	30名
H31. 2月	青森キワニスクラブ	16名



<出前講座の様子>

＝ 講座のご感想やご意見 ＝

- ・ 子育てに関する事だけでなく、コミュニケーション全般にわたるお話を聞けてとても参考になりました。
- ・ 改めて子どもを含め対人関係の事を考えさせられました。私にとっても子どもにとっても参考になる講座でした。
- ・ 子どもの人権・人格を尊重する。子どもの心を育てる。大切なお話をたくさん拝聴させていただき、胸が熱くなりました。
- ・ 子どもの権利について校則の視点から切り込んでくれて非常に分かりやすかった。大人側の子ども観が理念とはまず違っていると思った。
- ・ 一方的な伝え方ではなく、コミュニケーション、ふれ合いなどの大切さを知りました。

☆ 本文は原文のまま掲載しています。

＝ 「子どもの権利擁護委員」からのメッセージ ＝



沼田徹
委員
(弁護士)

落ち込んだとき、困ったとき、どうしたらよいかわからなくなったとき、悩みで目の前が真っ暗になったときには、遠慮しないで相談してください。お話を聞かせてください。
ここには、あなたを待っている人たちがいます。



小林央美
委員
(大学院教授)

最近、楽しくて幸せいっぱい、大きな声で笑ったことがありますか？
私にも、そして周りの人たち「みんな」にも、安心して、自分らしく、元気に、そして、意見を発言することのできる「権利」があります。その権利が大切にされていないなあと思うことがあったら、相談してくださいね。一緒に、考えたり行動したりしていきましょう。



関谷道夫
委員
(臨床心理士・公認心理師)

青森市は、青い海、青い空、青い森に抱かれたやさしく揺れるゆりかご！未来を担う子どもたちが、笑顔をやさず、のびのびと元気に、しっかり生きる力を育むことができるように！
全ての人が力を合わせて支援していきます。



グループワークなどの参加型の講座も好評です！
お気軽にお問合せください！

【申込み・問合せ】 青森市福祉部子育て支援課子ども未来チーム
TEL/FAX 017-763-5678

青森市子どもの権利相談センターだより

令和2年1月

青森市子どもの権利
相談センター発行



調査活動・調整活動とは？

スタート

困ったこと心配なこと
嫌だと思ったことを
お話ししてみよう！
※校名は必ず守ります

相談する

あなたの気持ちや
意見を聞いて1番良い
方法を考えます

解決する

あなたが安心するま
でお話を聞くことが
できるよ

調整活動

子どもの権利が侵害されている状態とは、子どもを中心とするお互いの関係が歪んでいたり一方通行になっている状態と考えられます。そのため、お互いの考えていることを理解し合い、存在を認め合い、問題解決のために協力し合えるように、関係を整える活動が「調整活動」です。

調整する

救済の申し立て

事実の調査

「子どもの最善の利益」（子どもの権利条約第3条第1項、条例第3条第1号）を基本理念とした支援の過程であり、子どもにとってより良い状況が作り出されることを目指すものです。



大学の先生
小林 央美委員



臨床心理士
公認心理師
関谷 道夫委員



弁護士
沼田 徹委員

平成30年度の調整活動・調査活動

【調整状況】

平成30年度は5案件について延べ8回実施しました。

相談項目	案件数	調整先	回数
教職員等の指導上の問題	2件	中学校	2回
心身の悩み	1件	市教育委員会	3回
学校の対応	2件	市教育委員会	3回
合計	5件		8回

【調査状況】

平成30年度は6案件について延べ28回実施しました。

相談項目	案件数	調整先	回数
教職員等の指導上の問題	4件	学校	22回
家庭内虐待	1件	家庭	2回
行政機関の対応の問題	1件	行政機関	4回
合計	6件		28回

～事例紹介～

部活動が大好きな中学生Aさんは「基礎練習と先生の手伝いばかりで、コートに入って練習する機会がなく悲しい。」とセンターに相談にきました。身体を動かすのが好きなので部活動はやめたくないと思うのだけれど、「コートで練習したいなあ…」と毎日思っているそうです。また部活動は毎日あり、休みがないことや、遅くまで練習をするのがやっとなで睡眠時間が十分取れず朝起きれないことがたびたびあるとのことでした。

このことを学校のアンケートに書いて提出しましたが、取り上げてもらえなかったそうです。担任もその他の先生も優しいし、いい学校だと思っけれど部活動のことは何とかしてほしいと思って相談したそうです。

そこで、子どもの権利擁護委員がAさんの話をしっかりと聞き、先生からも話を聞くために中学校を訪問しました。校長先生にAさんの気持ちを伝え、今後の対応について考えてもらうことにしました。

その後、学校全体で部活の活動日数や活動時間について見直しをしたそうで、Aさんからの電話では休みの日が増えたこと、活動時間も守られるようになったこと、コートでの練習を全員ができるようになったことなどを嬉しそうに話していました。



子ども会議フォーラム2019 ～FOR CHILDREN～

第1部 私たちからの意見提案

- ・新町商店街に子どもが親しみを
持てるような魅力づくり
- ・子どもが体を動かして楽しく遊べるまち



子ども会議委員が、大好きな青森市について調査研究し、議会形式で青森市に、まちづくりに対する意見提案を行いました。

第2部 子ども会議トークイベント

【読み聞かせ】学校や家庭での「？（はてな）」



子ども会議委員が、身近な問題について読み聞かせにより事例紹介し、問題解決に向けた意見交換を行いました。



子どもの権利条例では11月20日を「青森市子どもの権利の日」とし、この日にふさわしい活動を行うこととしております。

⑥ 出前講座

子どもの権利擁護委員は、子どもの権利の普及を図るため、子どもの権利条例と子どもの権利について学び、理解するための機会を提供することを目的に、子どもの権利に関する出前講座を実施しました（表6）。

表6 出前講座の一覧

実施時期	講演テーマ	参加者(団体)	参加者数
H31. 4月	 校則について	青森キワニスクラブ	14人
R1. 6月	 コミュニケーション能力のアップを楽しく学ぶ	市子ども会議委員	15人
R1. 7月	 保護者とのコミュニケーションの技法を学ぶ	教育・保育施設職員	75人
R1. 8月	 「子どもの権利条例」の視点を子育てや教育のヒントにしてみませんか	青森市公立学校事務研究会	55人
	 子どもの権利について	市子ども会議委員	6人
R1. 9月	 子どもの権利擁護とハラスメントについて ～パワハラ・セクハラは悩ましい～	青森キワニスクラブ	15人
	 学校の中の「りふじん」	青森キワニスクラブ	10人
	 子ども(仲間)とのコミュニケーション	キッズガーデンたんぽぽ	9人
R1. 10月	 子どもの虐待と権利について ～児童虐待の理解と対応について～	教育・保育施設職員	42人
	 青森市子育てサポートセンターきらきら塾 「子どもたちの今～友人関係のあれこれ～」	小中学生の保護者等	10人
R1. 11月	 子どもの権利について	筒井中学校 PTA 研修委員会(全校生徒・保護者・教職員)	570人
R1. 12月	 最近の児童虐待について	青森キワニスクラブ	16人
R2. 2月	 子どもの権利と学校の危機管理・事故防止	青森市小学校教頭会	45人
	 最近の児童虐待について	青森キワニスクラブ	16人
	 子ども(仲間)とのコミュニケーション	市主任児童委員	40人

IV 子どもの権利擁護委員からのメッセージ

「代弁者としての落とし穴？」

子どもの権利擁護委員 小林 央美

「子どもの光と影」

子どもの権利擁護委員 関谷 道夫

IV 子どもの権利擁護委員からのメッセージ

代弁者としての落とし穴？



子どもの権利擁護委員 小林 央美

意見表明権の行使

「青森市子どもの権利条例」では、大切な権利として大きく4つをあげています。①安心して生きる権利、②自分らしく生きる権利、③豊かで健やかに生きる権利、④意見を表明し参加する権利です。その中で、日本の子どもが自分自身で行使することが最も難しいとされているのが、「意見表明権」です。子どもの権利擁護委員としての活動の中で、子ども自身が「意見表明権を行使する」ことの本当の意味は何かを考えさせられた事例がありました。皆さんと一緒に考えてみたいと思います。なお、事例は個人が特定されないように論旨に影響しない範囲で改変していることをお断りします。

意見を表明するための勇気

数年前の小学生の子どもからの相談です。そのお子さんは「子どもの権利条例」を学び、子ども自身が権利を行使することの大切さを理解していて、こんな相談をしてきました。「自分が悪いことをしてしまい行動を改めなければならない時に、叱られることは当たり前だと思う。でも、大人に怒鳴られると萎縮してしまうので、もう少し、優しく、論しながら注意してほしい」と思っている。それを何とか大人に伝えたいと言うのです。自分自身で言うように応援しましたが、どうしても自分から伝える勇気は出なくて困っているというのです。そこで、子どもの権利擁護委員として、子どもと大人の調整をはかる役割を担いました。子どもの成長を真に願う大人は、すぐに、その子どもの特性に合わせた叱り方に変えてくれました。その結果、子どもには笑顔が出て、とてもうれしそうにお礼を言ってくれました。子どもと一緒に「意見を表明する権利の大切さと、意見を表明する勇気の必要性」を話し合いながら相談を終えました。ここで重要なのは、「勇気を持って言ったことを誰か大人が受け止めてくれて解決していく」という成就感と心地よさを体験することだと思います。また、その心地よさは、子どもはもとより、関わった大人にとってもわき起こる双方にとっての心地よさです。

大人との関わりの意義

アメリカの心理学者であるジュディス・リッチ・ハリスが、研究論文でこんなことを言っています。とても丁寧な研究ですが、大まかな言い方をしますと、「子どもの人格形成において両親や家族からだけでなく、出会った人全てから影響を受ける」というものです。子どもが出会う全ての人を考えると、近所のおじさん、おばさん、友人のお母さん、保育園や幼稚園の先生、学校の先生、クラブ

活動の先生、塾の先生・・・たくさんの大人は、多くの子ども達と接する中で、その子どもの成長に影響を与えているということになります。今回の事例で子どもの権利擁護委員は、その大人の一人として関わったことになるかも知れません。

また、イギリスの心理学者ジョン・ボウルヴィは安全地帯があって初めて子どもは挑戦できるとも言っています。今回のケースでは「子どもの権利条例を理解していること」によって、自分の考えの根拠という安全地帯がありました。また、手前味噌ですが、意見表明を肯定する応援者としての権利擁護委員の存在も安全地帯になったのかも知れません。

子どもにとっての最善の利益とは何か

しかし、この案件には後日談があります。先ほどの相談事例に戻ります。実は、数ヶ月して、また、子どもから同じ大人に対する相談があったのです。一時的によかったのだけれど、他のことでその大人のことについて気になることが生じているというのです。子どもは、もう一度、権利擁護委員が代弁者となり、大人が行動を改めてくれることを期待しているようでした。

あたためてその大人の方とお会いしました。第三者も交えて、大人から具体的にその様子をお聞きしました。子ども自身が感じていることと、大人の方の子どもとの具体的な関わりの状況を客観的に総合的に考えてみました。結果、今度は、子ども自身が自己の成長につながるような大人の見方や関わり方について学んでもらう必要があると感じました。権利擁護委員として子どもの権利を守るとは、子どもの成長にとっての最善の利益を追求することです。決して、闇雲に子どもの代弁者になることではありません。調整役として子どもの考えを大人に伝える場面でのお役目から、子ども自身が、「豊かで健やかに生きる権利」を行使するための伴走者としてのお役目にシフトする瞬間です。

これからも、代弁者の落とし穴に落ちないように、権利擁護委員として中立に立ち、子どもにとっての最善の利益は何かを丁寧に考えながら精進して参りたいと思います。子どもは護られる存在ではなく、自ら、歩み、成長していく存在です。

(こばやし ひろみ 大学院教授)

子どもの光と影



子どもの権利擁護委員 関谷 道夫

1. 負の遺産の上に、子どもの権利擁護の思想は生まれた

『^{しろがね}銀も ^{くがね}金も玉も 何せむに まされる宝 子にしかめやも』

元号「令和」の由来として話題となった「万葉集」の中で、山上憶良が親の心情・子を思う親心を綴った歌です。高校時代に覚えさせられ、半世紀を過ぎても誦んじることができます。残念なことにその当時は、文法云々だけが扱われ、親の愛情を説くオプティミズムな歌だという印象だけしか残りませんでした。その背景や心情までは理解が及びませんでした。今でこそ取り上げられる歌ですが、風物・恋愛を歌ったものが多い万葉集において、詠まれた当時もその後の歴史の中でも、ほとんど注目されることはなかったということです。異質な歌だったのでしょう。

『瓜食めば子ども思ほゆ、栗食めばましてしのばゆ、何処より来りしものぞ、眼交にもとなかかりて、安寝し為さぬ』の反歌と読まれたもので、長歌は必ずしも親子のポジティブな面だけを強調したものではないといえます。子を「気がかりな存在」「親を悩ませる存在」として、その複雑な気持ちを表現したものだという解説を読んだことがあります。病・貧困・争い・天災などの人生苦が横たわっていた時代に、子どもを育てることは並大抵ではなかったということでしょう。

子どもが大事にされ、虐待防止の活動が注目されるようになったのはごく最近のことです。ここに到達する以前には、子どもたちの暗く厳しい現実と歴史がありました。

古代や中世、近世の時代は、子どもを保護するという考えや制度は乏しく、子捨て、子殺しが社会的に容認されていました。ドイツのグリム童話の1割は子捨て、子殺し、継子いじめなどの残酷な話です。農民の過酷な労働と貧困が背景にあり、夫婦の一方の死別と再婚は数多くの「継子」を生じ、継子（ままこ）いじめの物語となりました。

日本においても、古い時代には子どもにとって不幸な時代が続きました。間引き、墮胎、貰い子殺し、捨て子、人身売買、かどわかし、強制的で過酷な労働従事など、大人や社会のため都合よく取り扱われてきました。

近代社会に入って、貧困の克服、生活の安定に向かい、市民社会が「豊かな社会」を目指す途上に、子ども虐待の問題が意識されるようになってきました。ほんの最近のことです。

平成12年の「児童虐待防止法」の施行により、虐待防止の機運は高まりましたが、「子は親の所有物」の意識は消えることなく、幼くして命をおとす悲惨な事件は今も絶えません。実に、「子どもの権利」を児童福祉法に初めて明文化したのは最近の2016年のことです。「体罰禁止」が明記され、適用されるのは、実に、今年4月1日からのことです。今でも、民法において、親権者による「必要な範囲内」での懲戒権は認められているため、現実に虐待と体罰の区別を明確にすることは難

しいとされています。

すべて大人は子ども時代を過ごしてきたのにも拘らず、歴史の行間からは、自分が大人になってからは、「子どもは親の所有物」、「親の言うことは従うもの」として、むしろ不適切・理不尽な養育を繰り返してきたことが伺えます。「**家族は、世間で言うほど暖かいものでも安心できる場所でもない!**」と冷静に言う人もいます。

子ども虐待による死亡事例は、この10年間で年間70~90件の間で推移し、1週間に1人以上の子どもが命を落としています。しかし、こうした「虐待死」と認定されている子どもの死は、**氷山の一角**だとの見方が有力です。立件されない虐待死も数多く、専門家は統計の3~5倍はあるとみえます。さらに、虐待死一步手前の表沙汰にならない虐待（**埋もれた虐待**）が数多く横たわっています。

「子どもの権利擁護」というと子どもを甘やかす理想論として嫌う人もいますが、実際には、多くの涙と血の「**負の財産**」の上に、少しずつ**子どもの権利擁護の精神**は培われてきたのです。

2. いじめと子ども虐待は相似形

最近の子ども問題の双璧は、「いじめ」と「子ども虐待」と言うことができます。見た目には、いじめは「学校」を、子ども虐待は「家庭」を舞台としており、さらに、その関係性も「子ども間」「親子間」と違っているため、いじめと子ども虐待は異質なものと捉えがちです。

しかし、ノルウェーのいじめ研究の第一人者で、「いじめ防止プログラム」の提唱者であるダン・オルヴェウスは、**いじめは虐待の一種**（『同輩による虐待(peer abuse)』）と呼んでいます。「密室」「力の不均衡」「繰り返される行動」「意図的な行動」「不公平な影響」など、**発生のメカニズム**は酷似していると述べています。

いずれも閉鎖的な密室空間・逃げ場のない集団の中で行われています。そこで繰り返される壮絶な虐待やいじめによって、子どもは訴えることも、逃げだすこともできなくなります。周囲の人は何故SOSを発信しなかったのだろう？地獄のような状況から逃げ出さなかったのだろう？と言いますが、これはとても難しいことなのです。（「**学習性無力感**」「**サレンダー(降伏)心理**」）

いじめも虐待も、訴えた時に確実に大人に救ってもらえるという確信や、安心して身を委ねることのできるシステムがなければ、子どもは絶対に言葉・行動に出しません。もっと酷いことになることを本能的に分かっているからです。

いじめ・虐待・体罰も、多くの加害者は否定し、若しくは加害を意識せず、被害者はただ一方的に耐えるのみのアンバランスな状態となっていきます。

さらに、加害者・被害者の両方の隠蔽心理により、虐待・いじめ・体罰はいつそう不可視化し、周囲の大人の方も意識的に見ようとしなければ、次第にエスカレートして「**出口のない無法地帯**」となってしまいます。

甚大な被害を受ける子どもは、**大きな精神的ダメージ**（トラウマ・ストレス反応・うつ状態）を受け、心身の不調、疾病、さらには自殺企図などが出現します。

今日、加害・被害も含めるといじめの経験者は、約9割に達すると言われています。さらに、大人になっても、パワハラ・セクハラ・モラハラなどのハラスメントが横行しています。誰もが、支配・被支配の関係の集団力学（**グループ・ダイナミクス**）とは無縁ではられません。人間のモラルや理性や規範だけでは片付かない、人間が普遍的に持つ「本性」の問題が出ていると考えています。子ども権利擁護もそうですが、高い理想・理念を掲げて、その実現に努力しなければ、自分本位の「本性」はすぐに姿を現わしてきます。

3. 子どもを組織的に守る！

この3月に判決のあった千葉県野田市の小学4年生女兒（10歳）の虐待死事件では、威圧的に恫喝な父親と、それに屈した学校、市教育委員会、児童相談所の不適切な対応が大きくクローズアップされました。

子ども虐待の**通告先**は、青森市の場合、**青森県中央児童相談所**と**青森市**の「要保護児童対策地域協議会（いわゆる『要対協』）」の二本立てとなっています。全国的にそうですが、虐待対応の機関は「**常在戦場**」と化しています。

多くの相談者は、適切なサービス提供によって、なんとか苦境を乗り越えていくことができます。それがほとんどです。しかし、一部に、**モンスター・クレイマー&タフ・ネゴシエーター**と言われる意図的に敵対し、効果的に攻撃してくる人がいます。

これまでは、福祉・教育関連の組織は、そもそも理不尽なトラブルの対処を確実に担保できるようなシステムになっていないと言われていました。組織の意向には理解を示してくれるだろうという「**性善説**」のようなものがあって、意図的な暴力・悪意・攻撃に効果的に対抗できる構造にはなっていません。

すべての人が善良で協力的なわけではありません。自分の意向を強力に押し通そうとする人、欲求に固執し、威圧的に対応してくる人、内省力が乏しい人の存在を、虐待対応、犯罪被害者支援及び子どもの権利擁護の仕事しながら、一層実感するようになってきました。

福祉分野でも教育分野でも、個人的な能力に頼るのではなく（今まではその道一筋の有能で熱意のある人材がいましたが）、今後はますます**組織的な危機管理・リスクマネージメント**対応（トップ・ミドル・ローの各ポジションの役割）が必要となってくるでしょう。

関係機関との連携（**警察**、児童相談所、要保護児童対策地域協議会など）も強化する必要があります。最近思うことは、現在の教師や福祉職の力量に比べて、虐待事件などではあまりに負担の大きい業務が背負わされているのではないかということです。これまでのように組織内の人材で片付けるというのが難しくなっている気がします。**弁護士**／法的相談に乗る「**スクールロイヤー**」の活用、医師・臨床心理士などの専門家のスーパーヴジョン・コンサルテーションが望まれます。外部の専門家を組織の中に組み入れるシステムや、フェイスツーフェイス（face to face）の関係を日頃から形成しておくことが考えられます。

現場の最前線で奮闘する職員が、しなやかにそして効果的に仕事をしていくためには、配慮された人事配置、充実した人材育成、メンタルヘルスへの配慮、管理職の理解、組織の活性化など**トータルな後方支援&バックアップ体制**が必要だと考えています。

4. 素敵な子どもたち！子どもは光！

子どもの幸せな「**笑顔**」ほど、親をはじめ周囲の人を明るくしてくれるものはありません。一方で、この世に生を受けながら、生きることの嬉しさや楽しさを感じることもなく死んでいった多くの子ども達があります。尊い命が奪われた小学4年生の女の子は、理不尽極まりない虐待を受け続け、どんな気持ちで一生を終えていったのだろうと考えてしまいます。検証結果にあるように、関係した諸機関が真つ当な仕事をしていれば「**救える命だった**」と思えてなりません。

ちょっと視野を広げて考えてみれば、虐待死に至らないその一歩手前の**グレイゾーン**の子どもが沢山います。表面化・顕在化していないだけです。かつて扱った触法・非行の子どもや、集団に不適応な子どもの中には、その根底に、親からの身体的暴力ばかりでなくネグレクトや精神的暴力などの数多くの虐待があったような気がします。

虐待という概念やイメージでは捉えきれない「優しい虐待」「見えない虐待」と言われるものです。親も社会も、良かれと考えて、子どもを慈しんで育てているわけですが、子どもにとっては圧迫感や拘束感を強く感じて、時には地獄の日々と受け止めているようなケースがあります。子ども権利擁護委員のもとには、子どもから救済を求める必死の訴えがありますが、子どもと親・社会との意識のギャップに驚くことがあります。親も社会も自らは正しいと考えているいわば確信犯ですから、この谷間を埋めて、折り合いをつけることは並大抵のことではありません。この乖離の下で、子どもがずっと生きていくのかと思うとぞっとする時があります。子どもの権利擁護の仕事は、白と黒の間を彷徨う、曖昧で、明確な基準のない難しい活動だというのが実感です。

青森市は、全国的にみても先駆的に、「子どもの権利条約」の理念に基づいて、「青森市子どもの権利条例」を制定しました。その前文では「この青森市が、生きる力みなぎる子どもが育つ大きなゆりかごであって欲しい」「子どもの最善の利益」と謳っています。具体的には「子どもの権利相談センター」を設置し、「子どもの権利擁護委員」や「調査相談専門員」を配置し、さらに、子ども達が意見を表明し参加する場として「子ども会議」を設けました。

青森市が、「子どもの健康と生命をしっかり守る」と宣言したことはとても画期的なことだと思っています。胸を張って誇っていいことです。

現在も、**青森市長**は先頭に立って、意欲的に、子ども会議等の活動に参加しています。

ちょっと厳しいことを話してきましたが、実は、子どもの権利擁護の活動をしていて感激することも多いのです。例えば、子ども会議のメンバーが想定以上の豊かで素敵な姿を見せてくれたことがありました。悩み事を相談してきた子どもが、困難を受け入れながらも、新たな充実した生き方を見つけ出していったこともあります。その「しなやかさ」と「逞しさ」には驚くことがあります。我々の方が、遠くなった青春の息吹を思い出し、元気と活力をいただきました。

子どもの権利擁護の活動は、到達点とそのプロセスが明確に示されているものではありません。これから創造していくものです。子どもの権利擁護委員として、更に何ができるか模索していきたいと思っています。

(せきや みちお 臨床心理士・公認心理師)

V 青森市子どもの権利相談センターの概要

- 1 設置目的と性格
- 2 運営体制
- 3 相談・救済の流れ

V 青森市子どもの権利相談センターの概要

1 設置目的と性格

「青森市子どもの権利相談センター」は、「青森市子どもの権利条例」第4章に基づき、権利侵害を受けた子どもを迅速かつ適切に救済し、権利の回復を図ることを目的に設置しました。

子どもの権利侵害は、子どもが被害を認識しにくいことから心に大きな傷を受けたり、その後の成長に取り返しのつかない影響が生じたりするという特性があります。そのため、子どもの気持ちを早期に受け止め、できるだけ子どもに寄り添う専門の救済機関が必要になります。

このことから、相談に応じるだけではなく、救済の申立てに基づき独自に調査や関係者間の調整を行うなど、権利を侵害しているものに対して、是正措置や制度改善を求める権限を有する、行政からの独立性が確保された新たな機関として、「青森市子どもの権利擁護委員」を設置することとしました。

子どもの権利擁護委員の法的性格は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく、市長の附属機関です。

附属機関には、行政執行における意思決定権はありませんが、その専門性から、子どもの権利擁護委員は、子どもの権利を侵害したものに対して、是正措置や制度改善の勧告や要請を行うことができます。

<青森市子どもの権利相談センター内>

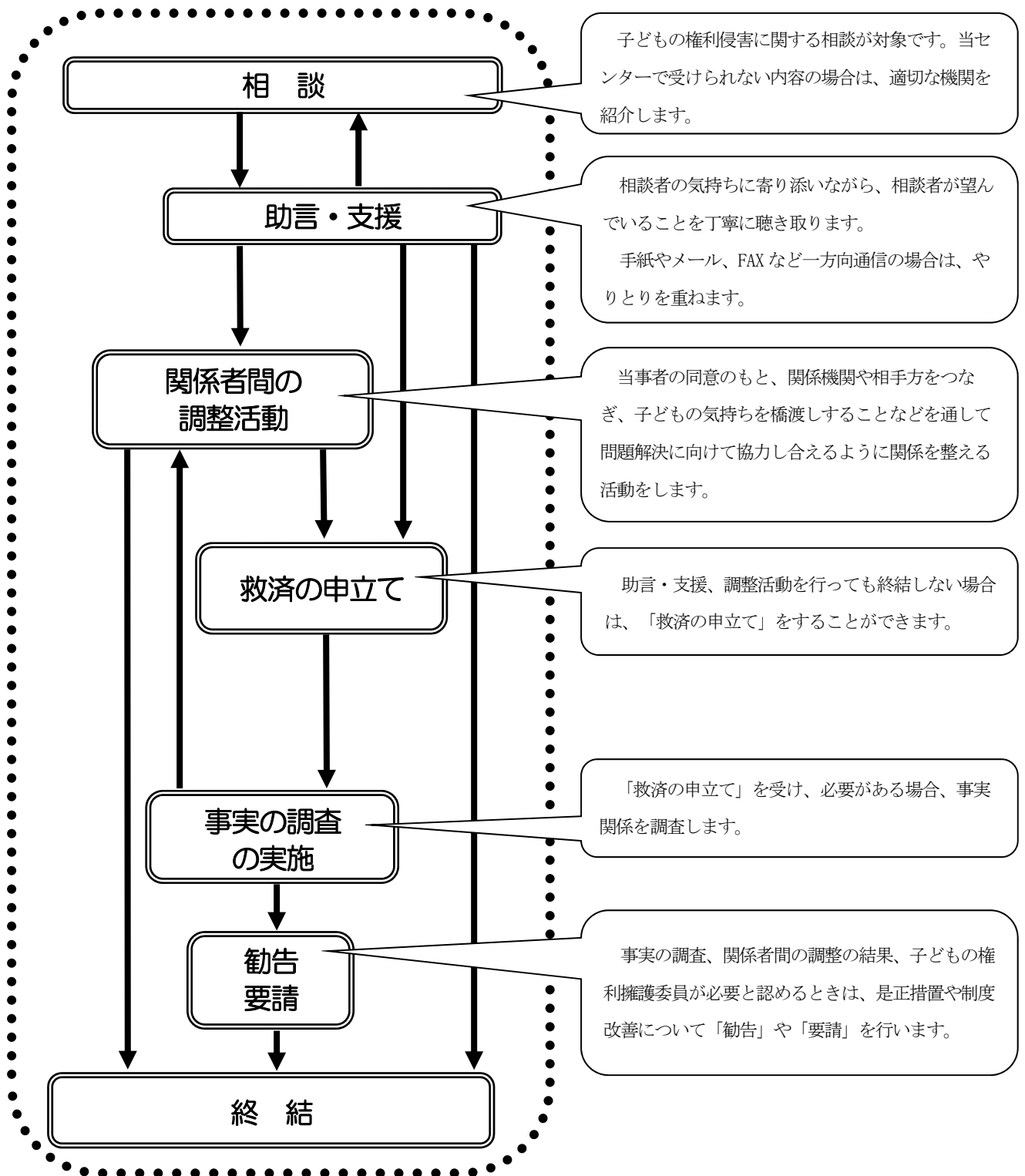


ここで、電話相談やメール相談を受け付けています。

2 運営体制

区 分	摘 要
開 設 日	平成 25 年 5 月 1 日
場 所	〒030-0822 青森市中央 3 丁目 16-1 青森市総合福祉センター2 階
組織体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの権利擁護委員 3 名（弁護士、大学教員、臨床心理士） ・ 調査相談専門員 3 名
基本姿勢	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「子どもの最善の利益」を優先して考えます。 ・ 子ども一人ひとりが権利の主体として尊重されます。 ・ 子どもの成長と発達に配慮した支援を行います。
相談・救済の基本対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども又はその関係者から相談を受け、助言（情報提供、他機関紹介等）、支援（相談継続、当事者自身による問題解決への支援）及び関係者間の調整（当事者間の調整支援）を行います。 ・ いじめや虐待等の深刻な権利侵害だけではなく、子どもが抱えるさまざまな悩みを広く受け付けます。 ・ 当事者自身による解決への支援や関わりのある第三者との調整など、できるだけ子どもが望むような支援を行います。 ・ 関係者間の調整は、子どもの気持ちを橋渡しし、当事者に対し助言を行ったり、関係者に対する働きかけを行ったりするなど、当事者の間に入って相互理解を深め、子どもにとって最善の解決を目指します。 ・ 子ども又はその関係者から救済の申立てがない場合であっても、子どもの権利擁護委員の判断で、救済と権利の回復のために必要があると認めるときは、事実の調査、関係者間の調整を行います。
対 象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 青森市内に在住、在学、在勤する 18 歳未満の子どものことであれば、誰でも相談できます（18 歳や 19 歳でも、高等学校に在学中の生徒などは対象に加えることとしています。）。
受付時間	月曜日～金曜日の午前 10 時～午後 6 時 (祝日、年末年始を除きます。)
相談方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 窓 口 相 談 青森市子どもの権利相談センターで相談 ・ 電 話 0120-370-642（フリーダイヤル） <small>みんなをむすぶ</small> ・ ファックス 017-763-5678 ・ メ ー ル ao-kodomokenri@city.aomori.aomori.jp ・ 手 紙 〒030-0822 青森市中央 3 丁目 16-1 青森市子どもの権利相談センター ・ 訪 問 相談場所、時間については要相談

3 相談・救済の流れ



☆子どもの権利擁護委員が必要と認めるときは、関係者の見守りを継続的に行うことがあります。
☆このフロー図は、ケース対応の一例です。

＜青森市総合福祉センター＞



＜青森市総合福祉センター正面玄関＞



＜青森市子どもの権利相談センター入口＞



＜青森市子どもの権利相談センター相談室＞



面談はここでいきます。



青森市総合福祉センター2階
『子どもの権利相談センター』

困ったときは、一人で悩まないで、
どんなことでも相談してください。



VI 相談件数等の年度比較

- 1 相談の状況
- 2 調整活動の状況
- 3 調査活動の状況

VI 相談件数等の年度比較

1 相談の状況

(1) 相談受付件数

区分	実件数	延べ件数
平成28年度	106	856
平成29年度	105	608
平成30年度	90	339
令和元年度	74	473

(2) 相談者の内訳(延べ人数)

① 子ども

区分	未就学児	小学生	中学生	高校生	不明	その他	計
平成28年度	0	20	579	61	5	2	667
平成29年度	0	27	205	182	0	11	425
平成30年度	0	4	17	101	4	2	128
令和元年度	0	12	142	117	5	0	276

② 大人

区分	父又は母	親族 (祖父母等)	教職員等	教職員等以外 の指導者	不明	その他	計
平成28年度	113	19	35	0	1	21	189
平成29年度	139	10	17	0	0	17	183
平成30年度	105	24	64	0	0	18	211
令和元年度	173	7	11	0	0	6	197

(3) 相談対象者の内訳(延べ人数)

① 子ども

区分	未就学児	小学生	中学生	高校生	不明	その他	計
平成28年度	3	88	606	39	5	6	747
平成29年度	1	57	237	191	0	12	498
平成30年度	7	77	62	113	4	6	269
令和元年度	4	24	105	87	8	3	231

② 大人

区分	父又は母	親族 (祖父母等)	教職員等	教職員等以外 の指導者	不明	その他	計
平成28年度	75	0	18	6	1	9	109
平成29年度	29	1	63	0	0	17	110
平成30年度	6	0	39	0	0	25	70
令和元年度	136	0	74	0	0	32	242

(4) 相談方法別件数(延べ件数)

区 分		窓口	電話	FAX	メール	手紙	訪問	合計(件)
平成 28 年度	初回相談の件数	23	68	0	9	4	2	106
	延べ件数 (1件あたりの相談回数)	56 (2.4)	201 (3.0)	1 (-)	582 (64.7)	9 (2.3)	7 (3.5)	856 (8.1)
平成 29 年度	初回相談の件数	25	56	0	19	5	0	105
	延べ件数 (1件あたりの相談回数)	50 (2.0)	169 (3.0)	1 (-)	359 (18.9)	21 (4.2)	8 (-)	608 (5.8)
平成 30 年度	初回相談の件数	17	57	0	13	3	0	90
	延べ件数 (1件あたりの相談回数)	47 (2.8)	177 (3.1)	0 (-)	106 (8.2)	4 (1.3)	5 (-)	339 (3.8)
令和元年度	初回相談の件数	15	46	0	12	1	0	74
	延べ件数 (1件あたりの相談回数)	54 (3.6)	157 (3.4)	0 (-)	259 (21.6)	2 (2.0)	1 (-)	473 (6.4)

(5) 相談受付の時間帯(延べ件数) (手紙相談を除く)

区 分		10時～12時	12時～14時	14時～16時	16時～18時	開設時間外	合 計(件)
平成 28 年度 (延べ 847 件)	子ども	69	110	171	230	78	658
	大人	48	42	31	57	11	189
平成 29 年度 (延べ 587 件)	子ども	50	39	64	150	102	405
	大人	51	30	42	52	7	182
平成 30 年度 (延べ 335 件)	子ども	19	20	24	48	14	125
	大人	67	41	52	45	5	210
令和元年度 (延べ 471 件)	子ども	30	12	17	46	169	274
	大人	63	26	46	53	9	197

(6) 相談受付の所要時間(延べ件数) (電話相談、窓口相談、訪問相談についてのみ)

区分		30分未満	30分～ 1時間未満	1時間～ 2時間未満	2時間～ 3時間未満	3時間以上	合計(件)	
平成28年度 (延べ264件)	電話相談	子ども	39	8	1	0	0	48
		大人	118	28	7	0	0	153
	訪問相談 窓口相談	子ども	2	11	17	2	1	33
		大人	5	8	14	3	0	30
平成29年度 (延べ227件)	電話相談	子ども	38	7	1	0	0	46
		大人	98	20	5	0	0	123
	訪問相談 窓口相談	子ども	4	5	13	0	0	22
		大人	13	5	17	1	0	36
平成30年度 (延べ229件)	電話相談	子ども	15	5	0	0	0	20
		大人	141	14	2	0	0	157
	訪問相談 窓口相談	子ども	6	7	7	4	0	24
		大人	3	4	13	8	0	28
令和元年度 (延べ212件)	電話相談	子ども	10	8	2	0	0	20
		大人	94	31	12	0	0	137
	訪問相談 窓口相談	子ども	2	11	9	0	0	22
		大人	4	10	18	1	0	33

(7) 相談内容の内訳

区分		いじめ	不登校	進路問題	交友関係	心身の悩み	子育ての悩み	学校等の対応	指導上の問題 (教職員等)	指導上の問題 (教職員以外)	行政機関の対応	家族の問題	児童虐待	不明	その他
平成28年度	実件数36件 (延べ667件)	子ども 4 (10)	1 (299)	4 (157)	3 (15)	9 (102)	0 (0)	0 (0)	3 (4)	0 (0)	0 (0)	5 (68)	1 (3)	2 (3)	4 (6)
	実件数70件 (延べ189件)	大人 8 (12)	10 (35)	1 (6)	3 (7)	0 (0)	16 (61)	4 (24)	6 (14)	2 (2)	2 (3)	5 (8)	2 (2)	0 (0)	11 (15)
平成29年度	実件数41件 (延べ425件)	子ども 0 (0)	3 (178)	5 (26)	9 (34)	10 (152)	0 (0)	0 (0)	6 (10)	1 (1)	0 (0)	7 (24)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	実件数64件 (延べ183件)	大人 4 (10)	11 (42)	1 (1)	4 (11)	0 (0)	13 (21)	5 (13)	5 (41)	2 (9)	0 (0)	6 (12)	4 (11)	0 (0)	9 (12)
平成30年度	実件数29件 (延べ128件)	子ども 3 (11)	1 (10)	0 (0)	5 (34)	9 (51)	0 (0)	0 (0)	3 (6)	1 (1)	1 (4)	3 (5)	1 (1)	1 (4)	1 (1)
	実件数61件 (延べ211件)	大人 1 (1)	5 (23)	2 (5)	3 (4)	0 (0)	17 (36)	7 (71)	6 (32)	3 (10)	0 (0)	6 (12)	0 (0)	0 (0)	11 (17)
令和元年度	実件数24件 (延べ276件)	子ども 1 (1)	0 (0)	1 (1)	4 (14)	8 (79)	0 (0)	1 (5)	5 (13)	0 (0)	0 (0)	3 (156)	1 (7)	0 (0)	0 (0)
	実件数50件 (延べ197件)	大人 7 (15)	4 (5)	0 (0)	5 (7)	0 (0)	14 (76)	3 (17)	11 (54)	0 (0)	1 (3)	5 (20)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

2 調整活動の状況

年 度	調整先 小学校	中学校	高等学校	市教育 委員会	その他 行政機関	子ども 保護者等	合計(回)	
平成 28 年度	7	7	0	2	21	10	47	(8 件、47 回)
平成 29 年度	2	31	4	10	30	0	77	(11 件、77 回)
平成 30 年度	0	2	0	6	0	0	8	(5 件、8 回)
令和元年度	8	2	0	0	1	6	17	(7 件、17 回)

3 調査活動の状況

(1) 申立てによる調査活動の状況

区 分	申立て件数	調査回数
平成 28 年度	0	0
平成 29 年度	0	0
平成 30 年度	0	0
令和元年度	0	0

(2) 自己発意による調査活動の状況

年 度	調整先 小学校	中学校	高等学校	市教育 委員会	その他	子ども 保護者等	合計(回)	
平成 28 年度	0	0	6	0	1	0	7	(1 件、7 回)
平成 29 年度	5	7	0	0	0	0	12	(2 件、12 回)
平成 30 年度	3	4	0	0	21	0	28	(6 件、28 回)
令和元年度	0	0	0	0	0	0	0	(0 件、0 回)

VII 参考資料

- 1 青森市子どもの権利条例
- 2 青森市子どもの権利相談センター職員名簿

VII 参考資料

1 青森市子どもの権利条例

平成二十四年十二月二十五日
条例第七十三号

目次

前文

第一章 総則(第一条一第四条)

第二章 子どもにとって大切な権利(第五条一第九条)

第三章 子どもにとって大切な権利の保障に関する市の責務と取組(第十条一第十五条)

第四章 子どもにとって大切な権利の侵害からの救済と回復(第十六条一第二十一条)

第五章 雑則(第二十二条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、子どもが愛情をもって生まれ、毎日をのびのびと生き、自分らしく豊かに成長し、発達していくことができるよう、子どもにとって大切な権利の保障を図ることを目的とします。

(定義)

第二条 この条例で、次に掲げる用語の意味は、それぞれ次に定めるとおりとします。

- 一 子ども 十八歳未満の人その他これと等しく権利を認めることが適当であると規則に定める人をいいます。
- 二 大人 過去に子どもであった全ての人をいいます。
- 三 保護者 親や親に代わり子どもを養育する人をいいます。
- 四 育ち学ぶ施設 保育所、学校、児童養護施設その他子どもが育ち、学ぶことを目的として通園し、通学し、入所し、利用する施設をいいます。

(基本的な考え方)

第三条 子どもの権利の保障は、次の基本的な考え方に従って進められなければなりません。

- 一 子どもの最善の利益を優先して考えること。
- 二 子ども一人一人が権利の主体として尊重されること。
- 三 子どもの成長と発達に配慮した支援が行われること。

(大人の責務)

第四条 保護者は、子育ての第一の責任者として、子どもの権利を尊重しなければなりません。

- 2 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが自分らしく成長し、発達していくために育ち学ぶ施設が大切な役割を持つことを認識し、子どもの権利を尊重しなければなりません。
- 3 地域住民は、地域が子どもの成長と発達にとって重要な場であることを認識し、子どもの権利を尊重しなければなりません。
- 4 第一項の保護者、第二項の育ち学ぶ施設の関係者、第三項の地域住民のほか、大人は子どもの権利を尊重しなければなりません。

第二章 子どもにとって大切な権利

(子どもにとって大切な権利の保障と互いの権利の尊重)

第五条 子どもには、成長し、発達していくために、この章に定める大切な権利が保障されなければなりません。

2 子どもは、自分の権利が尊重されるのと同じように、他人の権利を尊重しなければなりません。

(安心して生きる権利)

第六条 子どもには、安心して生きるために、次のことが保障されなければなりません。

- 一 命が守られ、平和で安全な環境のもとで暮らすこと。
- 二 愛情をもって育まれること。
- 三 食事、医療、休息が保障され、健康的な生活を送ること。
- 四 いじめ、虐待、体罰その他身体的、精神的暴力と有害な環境から守られること。
- 五 性別、国籍、障害などを理由に、いかなる差別も受けないこと。
- 六 困っているときや不安に思っているときには、相談し、支援を受けることができること。

(自分らしく生きる権利)

第七条 子どもには、自分らしく生きるために、次のことが保障されなければなりません。

- 一 自分の個性や他人との違いを認められ、一人の人間として尊重されること。
- 二 自分自身の夢や希望を持ち、可能性に挑戦すること。
- 三 プライバシーや自らの名誉が守られること。
- 四 自分が思ったことや感じたことを表現すること。
- 五 自分にとって必要な情報や知識を得ること。
- 六 自分にとって大事なことを年齢や成長に応じて、適切な助言や支援を受け、自分で決めること。
- 七 安心して過ごすことができる時間や居場所を持つこと。

(豊かで健やかに育つ権利)

第八条 子どもには、豊かで健やかに育つために、次のことが保障されなければなりません。

- 一 遊ぶこと。
- 二 学ぶこと。
- 三 芸術やスポーツに触れ親しむこと。
- 四 青森の文化、歴史、伝統、自然に触れ親しむこと。
- 五 まちがいや失敗をしたとしても、適切な助言や支援を受けることができること。

(意見を表明し参加する権利)

第九条 子どもには、他人の意見を尊重しつつ、自分の意見を表明し、社会に参加するために、次のことが保障されなければなりません。

- 一 家庭、育ち学ぶ施設、地域などで、自分の意見を表明すること。
- 二 自分にとって重要な決定が行われる場合は、自分の意見を主張できること。
- 三 自分の表明した意見に対し、適切に配慮されること。
- 四 仲間をつくり、集まり、活動すること。

第三章 子どもにとって大切な権利の保障に関する市の責務と取組

(子どもの権利の普及啓発と学習支援)

第十条 市は、子どもの権利の普及を図るため、子どもと大人が共にこの条例と子どもの権利について適切に学び、理解するための機会を提供するものとします。

2 市は、毎年十一月二十日を「青森市子どもの権利の日」とし、この日にふさわしい活動を行うものとします。

(子どもの育ちへの支援)

第十一条 市は、子どもの豊かな育ちを支援するため、次のことに取り組むよう努めなければなりません。

- 一 子どもに健全で多様な生活体験や交流の場と機会を提供すること。
- 二 子どもが安心して過ごすことができる居場所づくりを進めるとともに、子どもが相談できる場と意見表明し社会に参加する機会を提供すること。

(保護者への支援)

第十二条 市は、保護者が安心して子育てができるよう支援に努めなければなりません。

- 2 市は、特別に支援が必要な保護者に対しては、それに応じた支援に努めなければなりません。

(子どもの命と安全を守る取組)

第十三条 市は、いじめ、虐待、体罰その他身体的、精神的暴力の防止と早期発見に努めるとともに、それら子どもの権利の侵害からの救済に必要な取組を実施するものとします。

- 2 市は、子どもが薬物、犯罪などの被害を受けないように、必要な取組を実施するものとします。

(子ども会議)

第十四条 市は、市政などについて、子どもが意見を表明し参加する場として、青森市子ども会議（以下「子ども会議」といいます。）を置きます。

- 2 市は、子どもに関わることを検討するときは、子ども会議の意見を尊重するよう努めなければなりません。

(子どもの権利の保障の行動計画と検証)

第十五条 市は、この条例の目的を達成するため、子どもの権利の保障に関する行動計画（以下「行動計画」といいます。）を定めるものとします。

- 2 行動計画の検証は、青森市健康福祉審議会条例（平成十八年青森市条例第四十三号）に定める児童福祉専門分科会で行うものとします。
- 3 行動計画の検証を実施するに当たっては、子ども会議の意見を尊重するよう努めなければなりません。

第四章 子どもにとって大切な権利の侵害からの救済と回復

(相談と救済)

第十六条 市は、子どもの権利の侵害に関する相談や救済について、関係機関などと相互に協力と連携を図るとともに、子どもの権利の侵害の特性に配慮した対応に努めなければなりません。

(子どもの権利擁護委員)

第十七条 市長は、子どもの権利の侵害について、子どもやその関係者から相談や救済の申立てを受け、その救済と権利の回復のために必要な調査、助言、支援などを行い、これらの調査などの結果を踏まえた是正措置や制度改善の勧告や要請を行うなどのため、青森市子どもの権利擁護委員（以下「委員」といいます。）を置きます。

(委員の職務)

第十八条 委員の職務は、次に掲げるとおりとします。

- 一 子どもやその関係者から相談を受け、助言、支援、関係者間の調整を行うこと。
- 二 子どもやその関係者から救済の申立てを受け、事実の調査や関係者間の調整を行うこと。
- 三 子どもやその関係者から救済の申立てがなくても、その救済と権利の回復のために必要があると認めるときは、事実の調査や関係者間の調整を行うこと。
- 四 第二号、第三号の規定による調査などの結果、必要があると認めるときは、是正措置や制度改善について、関係する市の機関に対する勧告や市の機関以外のものに対する要請を行うこと。

五 第四号の規定により勧告や要請を行った後に、必要があると認めるときは、その是正措置などの状況に関しこれらの勧告などを受けたものに報告を求め、その内容を救済の申立てを行った人などに伝えること。

2 委員は、第一項第二号、第三号の事実の調査を次の方法により行うことができます。

一 関係する市の機関に対し説明を求め、その保有する文書その他の記録の閲覧や提出を要求し、実地に調査すること。

二 必要な限度において市の機関以外のものに対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めること。

(委員の人数、任期など)

第十九条 委員は、三人以内とします。

2 委員は、人格が優れ、子どもの権利に関し専門的知識と経験を持つ人のうちから、市長が委嘱します。

3 委員の任期は三年とし、再任を妨げません。

4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはなりません。委員の職を離れた後も同様とします。

5 委員は、第四項に定めるもののほか、その職務を遂行するに当たって、次のことを守らなければなりません。

一 子どもやその関係者の人権について、十分に配慮すること。

二 相談や救済の申立てなどの内容に応じ、関係機関などと協力して、その職務を行うこと。

6 市長は、委員が第四項前段の規定に違反したことが判明したときやその職務の遂行に必要な適格性を欠くと認めるときは、これを解嘱するものとします。

(勧告の尊重と委員への協力)

第二十条 第十八条第一項第四号の規定により勧告を受けた市の機関は、その勧告の内容を十分に尊重しなければなりません。

2 第一項に定めるもののほか、市の機関は、委員の職務に積極的に支援や協力をしなければなりません。

3 市の機関以外のものは、委員の職務に協力をするよう努めなければなりません。

(調査相談専門員)

第二十一条 市長は、子どもの権利の侵害について、子どもやその関係者から相談を受け、委員と連携し、必要な調査、助言、支援を行うため、調査相談専門員を置きます。

第五章 雑則

(委任)

第二十二条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行します。ただし、第四章の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。

2 青森市子どもの権利相談センター職員名簿

令和2年3月31日現在

(1) 青森市子どもの権利擁護委員

氏名	期間	職業等
沼田 徹	平成25年5月1日～	弁護士
小林 央美	平成25年5月1日～	大学院教授
関谷 道夫	平成25年5月1日～	臨床心理士 公認心理師

(2) 調査相談専門員

氏名	期間
藤原 英里子	平成28年4月1日～
佐藤 晴香	平成31年4月1日～
小玉 万未	平成31年4月1日～令和2年3月31日

令和元年度 青森市子どもの権利相談センター活動報告書

令和2年5月発行

発行 青森市子どもの権利相談センター

〒030-0822 青森市中央3丁目16番1号 青森市総合福祉センター 2F

TEL 017-763-5678 / FAX 017-763-5678

メール ao-kodomokenri@city.aomori.aomori.jp

相談専用電話 0120-370-642 (フリーダイヤル)
